

障害者福祉のしおり



このしおりに掲載している助成・手当・減免・割引など各種制度については、
資格条件や申請手続き、必要書類等がそれぞれ異なります。
ご確認の上、詳しくは各種情報の掲載欄にある問合せ先にご確認ください。

しおりをご覧になる前に

- ① このしおりは、奈良市内にお住まいの身体障害者・児、知的障害者・児及び精神障害者・児の皆様に各種の福祉施策の概要と相談窓口などを紹介し、日常生活の手引きとしていただくために作成しました。
- ② 記載内容は最小限にとどめてありますので、各制度を利用されるには、それぞれの担当窓口へ詳細をお問い合わせください。
- ③ 原則として令和8年3月1日時点での情報を掲載しています。今後、制度の内容等が変更される場合がありますので、確認のうえご利用ください。なお、現時点で予定されている変更についても掲載しております。
- ④ **身**は身体障害者、**知**は知的障害者、**精**は精神障害者、**難**は指定難病のうち、障害者総合支援法の対象疾病に関するサービスが掲載されています。
- ⑤ 療育手帳は、平成22年6月1日より、従来の二段階区分の表記（A、B）から四段階区分の表記（A1、A2、B1、B2）に変わりました。このしおりを読むにあたり「A」は「A1・A2」、「B」は「B1・B2」と読み替えてください。

〈難病をお持ちの方へ〉

平成25年4月から施行された障害者総合支援法では障害者の範囲に難病等が加わりました。対象となる方は、障害者手帳（※1）をお持ちでなくても、必要と認められた支援（※2）が受けられます。

※1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

※2 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業の一部（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

【手続き】

対象疾病に罹患していることがわかる証明書（医師の診断書もしくは指定難病特定医療受給者証・特定疾患医療受給者証・特定医療不認定通知書）を持参し、障がい福祉課でサービスの利用を申請してください。障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。詳しい手続き方法については、障がい福祉課にお問い合わせください。

障害者総合支援法の対象疾病は厚生労働省のホームページに記載されています。詳しくは、「障害者総合支援法の対象疾病」で検索してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hani/index.html

このしおりでは、国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記について検討がなされた結果を踏まえ、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に、原則「障害」を漢字で表記しております。

目 次

1	諸制度一覧表	1
2	相談窓口	3
3	相談窓口（教育）	6
4	相談窓口（雇用・就労）	7
5	相談窓口（その他）	8
6	手帳	9
7	日常生活の支援	12
8	医療	24
9	在宅福祉	30
10	手当	38
11	年金	40
12	税金（所得控除等）	41
13	公共料金など	45
14	社会参加	52
15	貸付	57
16	奈良市総合福祉センター	58
17	その他資料	62

1 諸制度一覧表

制度名		医療	在宅福祉													手当	年金	税金																
障害区分等	日常生活の支援	心身障害者医療費助成 後期高齢者医療制度 重度心身障害者老人等医療費助成 奈良市歯科診療 奈良県歯科診療 奈良市鍼灸治療 自立支援医療（育成医療） 自立支援医療（更生医療） 自立支援医療（精神通院医療） 精神通院精神障害者医療費助成制度 自立支援医療（精神通院医療）	補装具費の支給	一般・後期高齢者精神障害者医療費助成	精神通院精神障害者医療費助成制度	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	あんしん通報サービス	避難行動要支援者名簿	車いすの貸し出し	訪問理美容サービス	市営住宅の心身障害者向け住宅	県営住宅の入居優遇	心身障害者扶養共済制度	自動車事故対策機構による介護料支給	奈良市障害者GPSシステム	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	奈良市外国人重度障害者特別給付金	障害基礎年金	特別障害給付金	所得税・住民税控除	自動車税減免等										
	掲載ページ	12	24	24	24	25	25	25	26	27	28	29	30	31	36	36	36	36	36	37	37	37	37	38	38	38	39	39	39	40	40	41	42	
身体障害者手帳	視覚	1級	○	○	○			○	△	△			○	○						△	△	○												
		2級	○	○	○			○	△	△			○	○						△	△	○												
		3級		○					△	△			○	△									△											
		4級							△	△			○	△																				
		5級							△	△			○	△																				
		6級							△	△			○	△																				
	聴覚	2級	○	○	○			○	△	△			○	○		○	○			△	△	○												
		3級		○					△	△			○	○		○	○					○												
		4級							△	△			○	○		○	○																	
		6級							△	△			○	○		○	○																	
		平衡機能	3級		○								○			○	○						○											
		音声・言語・そしゃく	3級		○				△	△			○			○	○						○											
	肢体不自由	1級	○	○	○	△	△	○	△	△			○	○		○	○			△	△	○	○											
		2級	○	△	○	△	△	○	△	△			○	○		○	○			△	△	○	○											
		3級		△		△	△		△	△			○	○		○	○					○												
		4級		△		△	△		△	△			○	○		○	○						△											
5級					△	△		△	△			○	○		○	○																		
6級					△	△		△	△			○	○		○	○																		
内部障害	1級	○	○	○			○	△	△										△	△	△	○												
	2級	○	○	○			○	△	△													△	△											
	3級		○					△	△																									
	4級							△	△																									
療育手帳（知的障害）	A1・A2	○	○	○	△	△	○					○			○	○			△	△	△	○												
	B1・B2	○		○	△	△						○			○	○						△												
精神障害者保健福祉手帳	1級		○						△	○					○	○			△	△	△	△												
	2級		○						△	○					○	○			△	△	△	△												
	3級								△	△					○	○			△	△	△	△												
所得制限							○	○	○			○	○																					
年齢制限		○	○	○	○			○	○																									

○印…おおむね全部が該当、△印…一部が該当

【注意事項】

各手当、年金等については、原則として手帳等級ではなく診断書により認定をするものです。
この一覧表は、各手当、年金等の認定基準を手帳等級に当てはめた場合のおおむねの目安であり、○印が付されていても対象とならない、あるいは○・△印が付されていなくても対象となる場合があります。

公共料金など														社会参加											貸付				
奈良市内バスの割引	奈良県内バスの割引	航空運賃の割引	鉄道の割引	有料道路・一般自動車道通行料の割引	タクシー運賃の割引	奈良市重度心身障害者・児福祉タクシー	NHK放送受信料の減免	NTT無料電話番号案内(ふれあい案内)	携帯電話の障害者割引	点字郵便物などの無料扱い	生活困窮者にかかる水道料金の減免制度	屋内温水プール・屋外プールの使用料無料	市営駐車場無料・減免	奈良市自転車駐車場無料	市立美術館などの観覧料無料	写真美術館・ならまちセンター内駐車場無料	梅の郷月ヶ瀬温泉の利用料金割引	駐車禁止規制の除外指定車標章の交付	奈良県おもいやり駐車場制度	郵便等による不在者投票	補助犬の貸与事業	中途失明者・盲ろう者等生活訓練事業	点字版広報・音声版広報の発行	即時情報ネットワーク	電話リレーサービス	ヨメテル	意思疎通支援事業	身体障害者等支援図書郵送貸出サービス	生活福祉資金
45	45	45	46	46	47	47	48	48	48	49	49	50	51	51	51	51	52	53	54	54	54	54	55	55	55	55	56	57	
○	○	○	△	○	○	○	△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	○	○	○	△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○			△	△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	○	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○	△	△	○		△	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○	○			△	△	○	
○	○	○																											

2 相談窓口

(1) 奈良市役所（福祉事務所）

市役所では、福祉の総合的な相談窓口として、障がい福祉課をはじめ担当各課が日常生活上の相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。

【所在地】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

【TEL】0742-34-1111（市役所コールセンター） 【FAX】0742-34-5080（障がい福祉課）

(2) 奈良市保健所

精神障害者や難病患者等が安心して生活できるよう、医療や在宅療養の相談に応じています。

【所在地】〒630-8122 奈良市三条本町13-1

【TEL】0742-93-8397 【FAX】0742-34-2486（保健予防課）

(3) 奈良市子どもセンター

子どもの安心・安全を守るとともに、子どもや家庭の相談に専門職等が応じています。

【子どもの専門相談（児童相談所）】

すべての子どもとその家庭を対象に、相談全般から専門的な支援を行います。原則として0歳から18歳未満の児童に対して、虐待相談や非行相談、障害相談（療育手帳の判定も行っています）等、様々な相談に応じています。

【所在地】〒630-8031 奈良市柏木町263-2

【TEL】0742-93-6595 【FAX】0742-34-4817

(4) 奈良県身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

医師・ケースワーカー・心理判定員等の職員が、市町村など関係機関と連携をとりながら18歳以上の身体・知的障害者の更生相談や医学的判定・心理学的判定等を行うとともに必要に応じ、知的障害者施設への巡回相談を実施しています。

【所在地】〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多722

奈良県総合リハビリテーションセンター敷地内

【TEL】0744-32-0210 【FAX】0744-32-0650

(5) 奈良県重症心身障害児者支援センター

重症心身障害児者、医療的ケア児等とご家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう相談に応じています。本センターは、「医療的ケア児支援法」における「医療的ケア児支援センター」の機能も担っています。

【所在地】〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多722 奈良県障害者総合支援センター内

【TEL】080-7042-9539 【E-mail】nara.jushin.c@gmail.com

(6) 奈良県立盲学校視覚支援室

見え方で困っている方の相談や支援の案内等を行っています。本人、家族、学校の先生、医療機関、福祉関係機関など、どなたからでも相談を受け付けています。

【所在地】〒639-1122 奈良県大和郡山市丹後庄町222-1

【TEL】0743-56-3171 【E-mail】mou-s-info@e-net.nara.jp

(7) 奈良市総合福祉センター

相談、訓練、スポーツ、レクリエーション等を行う障害者福祉の中心的役割を担う総合施設です。なお、センターの事業、施設については、P25の(6)、P58～をご覧ください。

【所在地】〒631-0801 奈良市左京五丁目3-1

【TEL】0742-71-0770 【FAX】0742-71-0773

(8) 奈良市基幹相談支援センター

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談拠点として様々な相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関です。

【所在地】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 奈良市役所障がい福祉課内

【TEL】0742-93-3438 【FAX】0742-34-5080

(9) 奈良市委託相談支援事業者

障害者・児が地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。

名称	所在地	連絡先
仔鹿園相談支援センター	〒630-8424 奈良市古市町1-2	TEL 0742-62-2780 FAX 0742-62-7747
生活支援センターたむたむ荘	〒631-0078 奈良市富雄元町2-7-25 SSKビル305号室	TEL 080-9005-5235 FAX 0742-55-2301
相談支援事業所歩っと	〒630-8244 奈良市三条町512-3-202	TEL 0742-20-5988 FAX 0742-20-5988
相談支援事業所リバルテ	〒631-0818 奈良市西大寺赤田町1-4-13-107	TEL 0742-45-2272 FAX 0742-45-2272
相談支援センターこすもす	〒630-8104 奈良市奈良阪町2292-2	TEL 0742-27-5778 FAX 0742-27-5795
たんぼぼ相談支援センター	〒630-8044 奈良市六条西三丁目25-4	TEL 0742-40-1030 FAX 0742-49-5523
東大寺福祉療育病院	〒630-8211 奈良市雑司町406-1	TEL 0742-27-6722 FAX 0742-23-0198
奈良市社会福祉協議会 奈良事業所	〒630-8454 奈良市杏町79-4	TEL 0742-93-3261 FAX 0742-61-0330

(10) 奈良市障害者虐待防止センター

障害者の虐待にかかわる相談や通報・届け出を受け、障害者の保護、障害者や養護者等の支援を行います。

【所在地】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 奈良市役所障がい福祉課内

【TEL】0742-34-4593 【FAX】0742-34-5080

【受付時間】午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

お急ぎの場合は、上記受付時間以外でも、下記の奈良市役所夜間休日代表番号までご連絡ください。

【TEL】0742-34-1111 【FAX】0742-34-3412

(11) 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、地域住民目線で福祉に関する生活の困りごとの相談に乗り、専門機関への「つなぎ役」を担います。

※なお、地域の民生委員・児童委員は長寿福祉課へお問い合わせください。

【TEL】0742-34-5439 【FAX】0742-34-1161

(12) 奈良県障害者110番ホットラインほほえみ

障害者とその家族を対象に、生命・身体、仕事や家庭での悩みごと、財産・金銭問題など、障害者のいろいろな相談に応じます。

【電話及び面接相談】

月曜日～水曜日、金曜日 午前10時～午後3時（祝日・夏季休暇・年末年始の休みがあります）

【所在地】〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内

【TEL】0744-29-0159 【FAX】0744-29-0159 ※面接相談の場合は事前に予約してください。

(13) 身体・知的障害者相談員（任期 令和8年4月～令和10年3月）

市から委託された地域の協力者が相談員となり、障害者や家族からの相談に応じ関係機関との連携を行います。

身体障害者相談員		
氏名	連絡先	備考
矢野 修一	090-3161-4101	肢体不自由
上田 和子	0742-23-7806	肢体不自由
西久保 宏之助	0742-24-3959	肢体不自由
安井 清悟	0742-26-1400	肢体不自由
木村 清美	080-3864-4394	肢体不自由
中尾 小夜子	0742-24-3006	肢体不自由
松本 麻美	090-2046-4600	肢体不自由
島田 陽子	0742-48-5868	視覚障害
符坂 剛	090-5160-7594	視覚障害
大西 善子	(FAX)0742-34-5005	聴覚障害
藤丸 耕治	(FAX)0742-71-0292	聴覚障害
水本 善文	0742-44-8603	じん臓機能障害
大城 きくゑ	0742-44-9469	直腸機能障害
松岡 智恵	0742-48-2426	心臓機能障害

知的障害者相談員	
氏名	連絡先
齋藤 和美	0742-41-6379
阿南 友美子	0742-71-8624
大野 祐子	0743-82-1694
小野 加代子	0742-44-0855
栗島 千榮子	0742-46-2291
小西 藤司	0742-62-5255
小西 康子	0742-22-6826
阪口 貴子	0742-47-5579
竹内 範子	0742-26-7925
平井 万里子	0742-41-6685

3 相談窓口（教育）

（１）奈良市教育委員会

奈良市では、障害があるなど特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学相談、発達検査等について、はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）6F教育相談フロアで対応し、必要な情報提供を行っています。

【所在地】〒630-8122 奈良市三条本町 13-1 はぐくみセンター 6F

【TEL】特別支援教育推進課の各窓口

0742-34-2519（特別支援第一係 概ね5歳児～中学生）

0742-33-2000（特別支援第二係 就学前の幼児）

【FAX】0742-34-2505（特別支援教育推進課）

（２）奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室（支援係）

障害があると思われる幼児児童生徒とその保護者や教員を対象に、相談支援を行っています。

【所在地】〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多 722 奈良県総合リハビリテーションセンター 2F

【TEL】0744-32-8201 【FAX】0744-33-4980

（３）県立特別支援学校（令和8年4月1日時点）

就学や養育、指導等に関する相談及び小・中学校等への支援を行っています。

区分	学校名	所在地	連絡先
視覚	盲学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科、高等部保健医療科、専攻科医療科）	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 222-1	TEL 0743-56-3171 FAX 0743-56-9148
聴覚	ろう学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部[普通科、生活情報科、産業システム科]）	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 456	TEL 0743-56-2921 FAX 0743-56-8833
肢体不自由	奈良養護学校≪肢体不自由教育部門≫ （小学部、中学部、高等部、訪問教育）	〒630-8051 奈良市七条町 135	TEL 0742-34-2671 FAX 0742-33-9459
	明日香養護学校≪肢体不自由教育部門≫ （小学部、中学部、高等部、訪問教育）	〒634-0141 高市郡明日香村川原 410	TEL 0744-54-3380 FAX 0744-54-2396
知的障害	奈良東養護学校 （小学部、中学部、高等部）	〒630-8053 奈良市七条二丁目 670	TEL 0742-44-0112 FAX 0742-44-5681
	大淀養護学校 （小学部、中学部、高等部）	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 414-1	TEL 0747-52-7655 FAX 0747-52-8620
	二階堂養護学校 （小学部、中学部、高等部）	〒632-0086 天理市庵治町 358-1	TEL 0743-64-3081 FAX 0743-64-2962
	高等養護学校 （高等部）	〒636-0344 磯城郡田原本町宮森 34-1	TEL 0744-33-2626 FAX 0744-32-7289
	西和養護学校 （小学部、中学部、高等部）	〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧 1010	TEL 0745-73-2111 FAX 0745-32-9877
	奈良西養護学校 （小学部、中学部、高等部）	〒631-0066 奈良市帝塚山西 2-1-1	TEL 0742-45-1421 FAX 0742-45-1427
病弱	奈良養護学校≪病弱教育部門≫ （訪問教育）	〒630-8051 奈良市七条町 135	TEL 0742-34-2671 FAX 0742-33-9459
	明日香養護学校≪病弱教育部門≫ （高等部）	〒634-0141 高市郡明日香村川原 410	TEL 0744-54-3380 FAX 0744-54-2396

(4) 市立センター校通級指導教室設置校

区分	学校名	所在地	連絡先
難聴	椿井小学校	〒630-8343 奈良市椿井町 25	0742-23-7062 (学校)
言語	済美小学校	〒630-8325 奈良市西木辻町 5-2	0742-22-2724 (直通)
	あやめ池小学校	〒631-0033 奈良市あやめ池南 9-939-39	0742-43-4446 (直通)
	鳥見小学校	〒631-0065 奈良市鳥見町 3-11-2	0742-43-4723 (学校)
LD等	鳥見小学校	〒631-0065 奈良市鳥見町 3-11-2	0742-51-0023 (直通)
	三笠中学校	〒630-8125 奈良市三条川西町 3-1	0742-33-1472 (学校)
	富雄第三中学校	〒631-0064 奈良市帝塚山南 2-11-1	0742-43-9568 (学校)

※これらのセンター校通級指導教室設置校以外に、令和7年度からは全市立小中学校で通級による指導が始められています。詳しくは各校にお問い合わせください。

4 相談窓口（雇用・就労）

(1) ハローワーク奈良（奈良公共職業安定所）

専門の職員が障害のある方の就職相談に応じ、障害状況、適性、希望などに基づき、職業紹介等を行っています。

【所在地】〒630-8113 奈良市法蓮町 387 奈良第3地方合同庁舎 1 F

【TEL】0742-36-1601（自動音声案内→43#）

(2) なら障がい者就業・生活支援センター コンパス

求職中あるいは在職中の障害のある方の希望や抱える課題に応じて、関係機関との連携の下、就業面及び就業に伴う生活面の一体的な支援を行います。また事業主（企業）へ障害者雇用に関するサポートを行います。

【相談受付】※電話等による予約をお願いします。

午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く）

【市役所相談窓口】※予約優先

市役所の市民相談窓口（中央棟 1 F）に相談窓口を出張開所しています。

午前10時～午後4時（毎週火曜日）

【所在地】〒630-8441 奈良市神殿町 656-4

【TEL】0742-93-7535 【FAX】0742-93-7537

(3) 奈良障害者職業センター

障害のある方や障害のある方を雇用する事業主の方に対して、ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関との連携のもと、職業生活の継続に向けての相談及び職業能力等の評価に基づき、個別の支援計画を立てます。その計画に基づいて、採用前の準備から採用後の職場適応のための取組まで、職業的自立に向けて個々の障害のある方及び職場の状況に応じた支援サービスを提供しています。

〈ご利用方法〉

あらかじめお電話などでご予約ください。午前8時45分～午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く）

【所在地】〒630-8014 奈良市四条大路四丁目 2-4

【TEL】0742-34-5335 【FAX】0742-34-1899

【URL】<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/nara/>

5 相談窓口（その他）

（１）日常生活自立支援事業

奈良市社会福祉協議会

知的障害者、精神障害者、高齢者等で、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料の支払い手続きをすることが、自分一人の判断では自信のない方に対し、そのお手伝いを行います。サービスを受けるためには、社会福祉協議会と契約を結ぶ必要があります。利用料は利用者負担（生活保護を受給している方は無料）となります。

【所在地】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1（奈良市役所内社会福祉協議会分室）

【TEL】0742-30-2525 【FAX】0742-30-2323

（２）成年後見制度の利用相談

成年後見制度は、知的障害者や精神障害者、認知症等で判断能力が不十分な方の財産管理などを家庭裁判所によって選任された成年後見人等が行い、本人を保護・支援します。

名 称	所 在 地	連 絡 先
奈良市権利擁護センター	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1（奈良市役所内）	TEL 0742-34-4900 FAX 0742-34-4514
奈良弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町 22-1	TEL 0742-22-2035
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート奈良支部	〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5 （奈良県司法書士会館内）	TEL 0742-22-6707 FAX 0742-22-6678
一般社団法人奈良県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ・なら	〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 （奈良県社会福祉総合センター5F）	TEL 0744-48-0722 FAX 0744-48-0723
社労士成年後見センター奈良	〒630-8325 奈良市西木辻町 343-1 （奈良県社会保険労務士会館内）	TEL 0742-23-6070 FAX 0742-23-6071

※リーガルサポートは司法書士によって組織された全国組織の社団法人です。

（３）奈良県発達障害者支援センターでいあー

発達障害のある本人・家族、支援者・支援機関等からのご相談にお応えし、地域で安心して生活できるようお手伝いします。

【支援内容】発達支援（相談）、就労支援（相談）、普及啓発及び研修 ※要予約

【所在地】〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多 722 奈良県障害者総合支援センター内

【TEL】0744-32-8760 【FAX】0744-32-8761

（４）奈良県高次脳機能障害支援センター

交通事故や脳卒中などによる高次脳機能障害の検査・診断や福祉サービス、その他の支援制度利用等についての相談にお応えします。

【支援内容】相談支援、高次脳機能障害検査・診断、就労支援、普及啓発及び研修 ※要予約

【所在地】〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多 722 奈良県障害者総合支援センター内

【TEL】0744-32-0205 【FAX】0744-32-0205 【E-mail】narareha-koujinou@nara-sfj.or.jp

（５）奈良市ボランティアインフォメーションセンター・奈良市ボランティアセンター

社会貢献等を行うボランティア・市民活動グループを支援しています。また、ボランティアへの依頼や活動希望者の相談に応じ、コーディネートを行います。

・奈良市ボランティアインフォメーションセンター

【開館時間】月曜日～土曜日 午前9時～午後9時、日曜・祝日 午前9時～午後5時

【所在地】〒630-8122 奈良市三条本町13-1 はぐくみセンター1F

【TEL】0742-93-8435 【FAX】0742-34-2336 【E-mail】volunt-info@city.nara.lg.jp

・奈良市ボランティアセンター

【開館時間】月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

【所在地】〒630-8113 奈良市法蓮町 1702-1

【TEL】0742-26-2270 【FAX】0742-26-2003 【E-mail】naravc@citrus.ocn.ne.jp

6 手帳

(1) 身体障害者手帳 身

【窓口】障がい福祉課

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。認定されると市長より手帳が交付されます。

対象となる障害の種類は、①視覚、②聴覚、③平衡機能、④音声・言語・そしゃく機能、⑤肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性）、⑥心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能の各障害で、その程度により1級～6級に区分されます。

各種手続き及び必要なものについて

(手続きに必要な所定の診断書などは障がい福祉課、北部・西部・東部の各出張所及び都祁・月ヶ瀬の各行政センターに置いています。また、奈良市ホームページからもダウンロードして使用できます。)

【新規申請】身体に障害のある方は、手帳の交付申請ができます。

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・身体障害者福祉法の指定を受けた医師の診断書（奈良市内の名簿は当課で閲覧可能）
- ・印鑑 ※自署の場合は不要
(障害者が15歳以上の場合は本人の印鑑、15歳未満の障害児は保護者の印鑑)
- ・顔写真2枚（次頁「顔写真について」をご確認ください。）
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【再交付申請】障害の程度が変わった、新たに障害が生じた、手帳を紛失又は破損した場合

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・身体障害者福祉法の指定を受けた医師の診断書（紛失又は破損のときは不要）
- ・印鑑 ※自署の場合は不要
(障害者が15歳以上の場合は本人の印鑑、15歳未満の障害児は保護者の印鑑)
- ・顔写真2枚（次頁「顔写真について」をご確認ください。）
- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【居住地・氏名変更】居住地、氏名が変わったときは届け出てください。

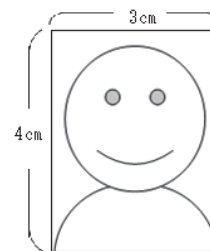
- ・身体障害者居住地等変更・返還届
- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【返還】死亡、障害の程度が軽くなり法別表に該当しなくなった場合

- ・身体障害者居住地等変更・返還届
- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

顔写真について **身知精**

- ・たて4cm×よこ3cm
- ・1年以内に撮影されたもの（※療育手帳は6か月以内）
- ・申請者だけが撮影された、正面向き、無帽、無背景で影のないもの
- ・縁なしで顔が写真全体の概ね2/3のもの
- ・障害者・対象者を特定しやすいもの
- ・デジタルカメラを使用の場合は写真用の用紙で印刷、ポラロイド写真不可



(2) 療育手帳

知

【窓口】障がい福祉課

療育手帳は、知的障害のある方が、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。認定されると県知事より手帳が交付されます。

障害の程度は、知能の発達、社会性、日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

※平成22年6月1日より、上記の四段階表記の区分に変更になりました。従来表記（A・B）の手帳は引き続き使用できます。

各種手続き及び必要なものについて（申請書等は、奈良市ホームページからダウンロードできます）

【新規申請】

知的障害のある方は、手帳の交付申請ができます。判定については、18歳未満の児童は奈良市子どもセンターで受けていただきます。また、18歳以上の方は障がい福祉課で面接の後、奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。

- ・顔写真2枚（上記「顔写真について」をご確認ください。）
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【再判定】

交付された療育手帳に次回判定年月が記載されている方は、再判定を受けてください。判定の予約は、奈良市子どもセンターまたは奈良県知的障害者更生相談所へ直接連絡を取ってください。（奈良市子どもセンターでは判定希望月の2か月前から、奈良県知的障害者更生相談所では3か月前から、予約を受け付けています。混み合う場合がありますので、早めにご予約をお取りください。）

なお、再判定の結果、障害の程度が変わったとき（B区分→A区分、A区分→B区分）は再交付申請を、障害に該当しなくなったときは返還の手続きをしてください。

○18歳未満の方 奈良市子どもセンター

【所在地】〒630-8031 奈良市柏木町 263-2

【TEL】0742-93-6595 【FAX】0742-34-4817

○18歳以上の方 奈良県知的障害者更生相談所 ※予約受付開始日は奈良県ホームページより確認できます。

【所在地】〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 722

奈良県総合リハビリテーションセンター敷地内

【TEL】0744-32-0210 【FAX】0744-32-0650

【再交付申請】手帳を紛失又は破損したときは、手帳の再交付ができます。

- ・顔写真2枚（上記「顔写真について」をご確認ください。）
- ・療育手帳

【居住地・氏名変更】居住地、氏名、電話番号が変わったときは届け出てください。

- ・療育手帳

【返 還】本人が死亡したとき又は非該当になったときは、手帳を返還してください。

- ・療育手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害のある方が、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。認定されると奈良県より手帳が交付されます。

対象者は、市内に居住し、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活上での制約があり、初診日から6か月以上経過した人です。

障害等級は、1級～3級に区分されます。手帳の有効期限は、2年です。

更新の手続きは、有効期限の3か月前から受付できます。

各種手続き及び必要なものについて（申請書等は、奈良市ホームページからダウンロードできます）

【新規申請】精神に障害のある方で、新規又は期限が3か月以上切れた方の手帳交付申請

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）、又は障害年金証書及び直近の年金払込（支払）通知書の写し ※精神障害を事由に受給されている方
- ・同意書（障害年金証書等で申請の場合）
- ・顔写真1枚（P10「顔写真について」をご確認ください。）
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【更新申請】精神障害者保健福祉手帳の更新申請（有効期限の3か月前から受付）

- ・新規申請と同じ書類
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・顔写真1枚（P10「顔写真について」をご確認ください。）
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

診断書による新規・更新申請の場合は、P27記載の自立支援医療（精神通院）の新規・継続申請も同時に行うことができます。その際は、自立支援医療（精神通院医療）用の診断書が省略できます。

【再交付申請】手帳を紛失又は破損したときは、手帳の再交付ができます。

- ・精神障害者保健福祉手帳再交付申請書
- ・精神障害者保健福祉手帳（紛失の場合は除く）
- ・顔写真1枚（P10「顔写真について」をご確認ください。）
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【居住地・氏名変更】居住地、氏名が変わったときは届け出てください。

- ・記載事項変更届
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）
- ・氏名が変わった場合 顔写真1枚（P10「顔写真について」をご確認ください。）

【返 還】本人が死亡したり、手帳が不要になったときは、手帳を返還してください。

- ・返還届
- ・精神障害者保健福祉手帳

7 日常生活の支援

日常生活の支援について

障害者・児が在宅で訪問を受ける、施設に通う、施設に入所する等それぞれの心身の状況に合わせてご利用いただけるサービスがあります。また利用したい支援内容についての相談支援をするサービスもあります。手帳がなくても「障害者総合支援法」の対象となる疾病の方は利用できるサービスがあります。介護保険対象者の場合、障害福祉サービスと共通する支援内容については介護保険サービスが優先されます。

サービス利用のための相談支援サービス (P14)

- 地域相談支援
- 計画相談支援
- 障害児相談支援

障害福祉サービス (P14~20)

訪問系・その他サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 (ホームヘルプサービス) ○重度訪問介護 ○行動援護 ○同行援護 ○重度障害者等包括支援 ○短期入所(ショートステイ) ○自立生活援助 ○就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○療養介護 ○自立訓練(機能訓練) ○自立訓練(生活訓練) ○宿泊型自立訓練 ○就労選択支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助 (グループホーム) ○施設入所支援

障害児通所支援サービス (P20~22)

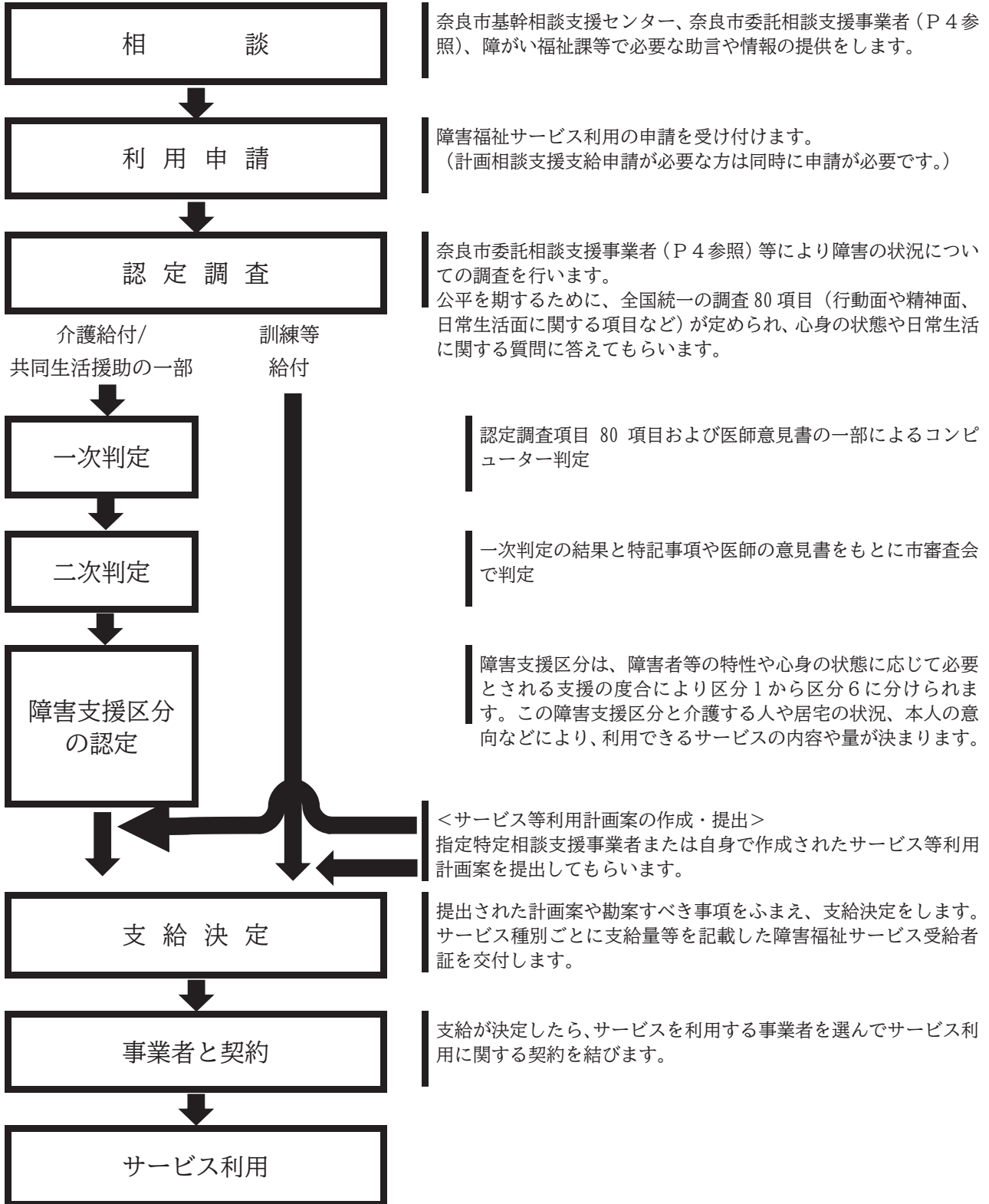
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

地域生活支援事業 (P4、P22、P23、P54、P55)

訪問系サービス	日中活動系サービス	意思疎通支援員の派遣
<ul style="list-style-type: none"> ○訪問入浴サービス事業 (P23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 (P4) ○移動支援事業 (P22) ○日中一時支援事業 (P22) ○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (P23) ○地域活動支援センター事業 (P23) ○社会参加支援事業 (P54) 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (P55) ○重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 (P55)

(1) 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)利用の流れ **身知精難**【窓口】障がい福祉課

※障害支援区分の認定は、18歳以上の障害者がP14～15の①～③、⑤、⑥及びP16～18の⑨、⑩、⑱の一部、⑲のサービスを利用する場合に必要です。



(2) 相談支援

身知精難

○地域相談支援

【窓口】指定一般相談支援事業所

・地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある方又は精神科病院に入院している精神障害のある方に、地域生活への移行するための相談やその他必要な支援を行います。

・地域定着支援

地域移行支援の対象者を含め、地域生活が不安定な単身等で居宅において生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います。

○計画相談支援

【窓口】指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスの利用の際に、サービス等利用計画の作成やサービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。

○障害児相談支援

【窓口】指定障害児相談支援事業所

障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。

(3) 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

身知精難

【窓口】障がい福祉課

《訪問系・その他サービス》

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害者・児につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上（障害児はこれに相当する心身の状態）である方、通院介助（身体介護を伴う場合）は区分2以上で、かつ障害支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかの項目で「できる」以外に認定されている方（障害児はこれに相当する心身の状態）

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び知的障害又は、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、入院中の障害者に対して、意思疎通などの必要な支援を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分4以上で、以下の条件に該当する方

（重度の肢体不自由者）

- ・二肢以上に麻痺等があること
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

（知的・精神障害者）

- ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である方

③行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者・児で、常時介護を要するものにつき、当該障害者・児が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者・児が行動する際の必要な援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上（障害児はこれに相当する心身の状態）である方

④同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

【対象者】

同行援護アセスメント調査表による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者・児で、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があるものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

【対象者】

障害支援区分が区分6（障害児はこれに相当する心身の状態）に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方であって、次のいずれかに該当する方

- ・ 重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する方
 - ・ 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
 - ・ 最重度知的障害者
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である方

⑥短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者・児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

【対象者】

- ・ 障害支援区分が区分1以上である障害者
- ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

⑦自立生活援助

施設入所者、グループホーム入居者で一人暮らしを希望する方に一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、日常生活の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【対象者】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で生活面の課題が生じている方に、企業や自宅訪問又は障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する問題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者

《日中活動系サービス》

⑨生活介護

障害者施設支援等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者で、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方

- ・障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である方
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である方

⑩療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者で、常時介護を要するものにつき、主として昼間に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる方

- ・障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ・障害支援区分5以上に該当し、各判定スコアの合計点数が一定点数以上の方

⑪自立訓練（機能訓練）

おもに身体障害のある障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通所または居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ・入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- ・特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方等

⑫自立訓練（生活訓練）

おもに知的障害または精神障害のある障害者につき、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通所または居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ・入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ・特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方等

⑬宿泊型自立訓練

おもに知的障害または精神障害のある障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

上記自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

⑭就労選択支援

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言その他の便宜を提供します。

【対象者】

- ・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者
- ・現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

⑮就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【対象者】

- ・就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方
- ・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

⑯就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）（具体的には次のような例）

- ・就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ・企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

⑰就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方（具体的には次のような例）

- ・就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ・50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者
- ・上記 2 項目に該当しない方であって、就労選択支援事業によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

《居住系サービス》

⑱共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、日常生活の援助、生活等に関する相談及び助言、就職先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

障害者（身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

⑲施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- ・原則として、障害支援区分 4（50 歳以上の方にあつては、区分 3）以上に該当する方
- ・自立訓練または就労移行支援を受けている方であつて、かつ、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である方

(4) 障害福祉サービスを利用したときにかかる費用 **身知精難** 【窓口】障がい福祉課

サービスを利用したときには、世帯の家計の負担能力その他の事情を考慮して定められた応能負担の額を利用者負担額として支払っていただくこととなります。ただし、費用の負担を軽減するために、所得に応じて下記の上限額が設定されます。

【利用者負担額の上限】

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般 1	市町村民税課税世帯 【障害者】市民税所得割 16 万円未満 【障害児】市民税所得割 28 万円未満 (20 歳以上の施設等入所者等を除く)	【障害者】 9,300 円 【障害児】 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
	一般 2	市町村民税課税世帯（一般 1 の該当者を除く）

※1 療養介護を利用する場合は、上記の福祉部分の負担上限月額以外に「医療部分の負担上限月額」及び「食費負担限度額」の設定があります（20 歳以上の低所得者、及び 18 歳・19 歳の障害者については医療型個別減免が適用されます）。

※2 施設入所支援及び共同生活援助を利用する場合は、市町村民税課税世帯の月額負担上限額は 37,200 円のみとなります。

【世帯の範囲】

- ・ 18 歳以上(施設等に入所する 18 歳以上 20 歳未満を除く)…障害者とその配偶者
- ・ 18 歳未満(施設等に入所する 18 歳以上 20 歳未満を含む)…保護者の属する住民基本台帳での世帯

【利用者負担変更申請】

市民税額に変更があった場合（課税から非課税、非課税から課税等）や世帯範囲に変更があった場合は、利用者負担上限月額が変わることがありますので、速やかに障がい福祉課までお問い合わせください。

【施設入所者の食費・光熱水費の実費負担に対する補足給付】

低所得世帯に対して、施設に入所する場合の食費や光熱水費の自己負担分を軽減します。（グループホーム除く）

【グループホームの家賃負担に対する補足給付】

低所得世帯に対して、グループホームを利用する場合の家賃の自己負担分を軽減します。

【生活保護・境界層対象者に対する負担軽減】

利用者負担のため生活保護の受給対象者となる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで利用料及び食費等負担額について軽減します。

【高額障害福祉サービス等給付費】

①同一世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を償還します。

- ・ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額
(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)
- ・ 介護保険の利用者負担額
(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)
ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。
- ・ 補装具に係る利用者負担額
ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。
- ・ 児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額

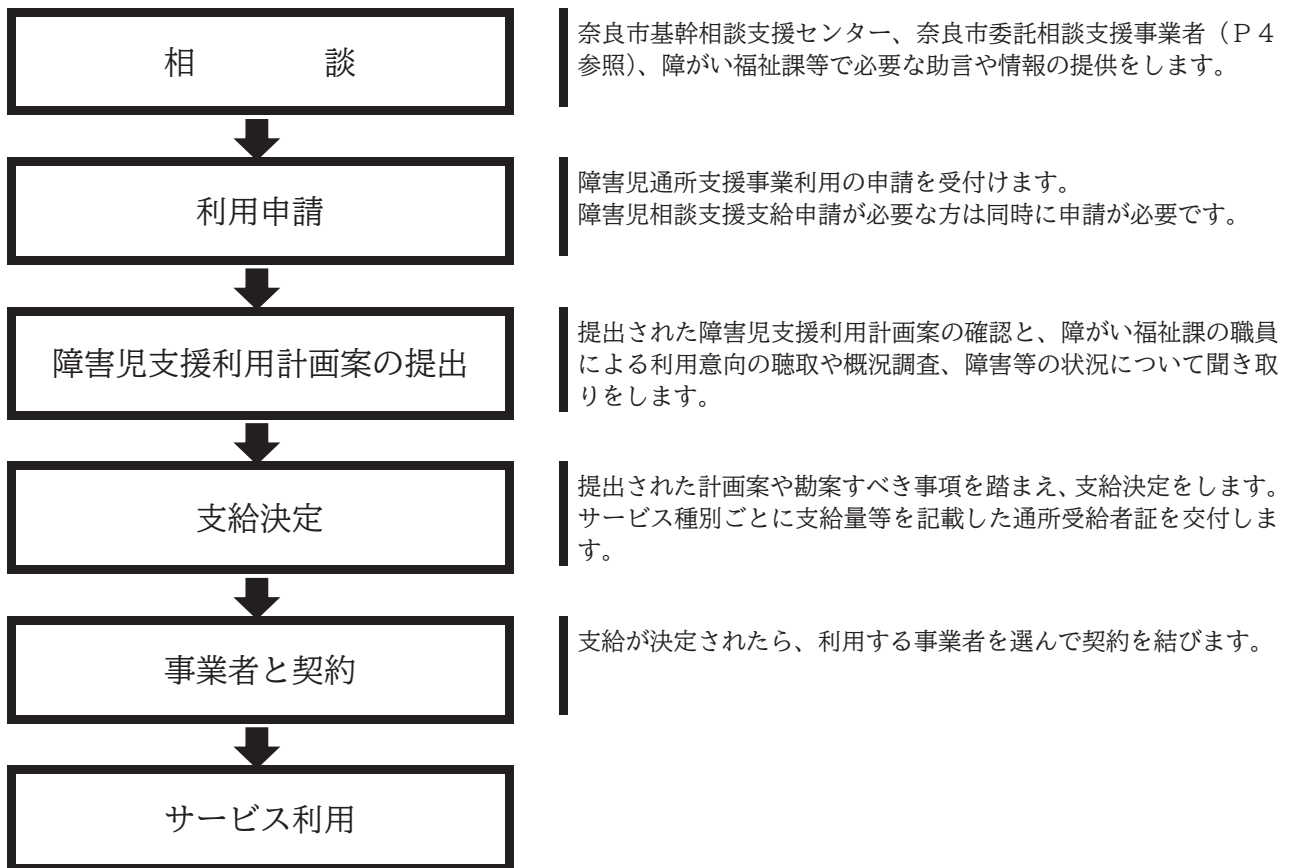
②以下の要件を全て満たす方個人に介護保険で利用した障害福祉相当介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)に係る利用者負担分を償還します。

- ・原則として65歳に達する日前5年間にわたり居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の支給決定を受けていたこと。
- ・障害者及び当該障害者とその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する年度(4月から6月までの場合は前年度)において市町村民税を課されないこと(申請時も同様)
- ・65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であること。
- ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

※②については、対象者には通知及び申請書類を送付します。

(5) 障害児通所支援事業利用の流れ

【窓口】障がい福祉課



相 談

奈良市基幹相談支援センター、奈良市委託相談支援事業者 (P 4 参照)、障がい福祉課等で必要な助言や情報の提供をします。

利用申請

障害児通所支援事業利用の申請を受付けます。
障害児相談支援支給申請が必要な方は同時に申請が必要です。

障害児支援利用計画案の提出

提出された障害児支援利用計画案の確認と、障がい福祉課の職員による利用意向の聴取や概況調査、障害等の状況について聞き取りをします。

支給決定

提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定をします。
サービス種別ごとに支給量等を記載した通所受給者証を交付します。

事業者と契約

支給が決定されたら、利用する事業者を選んで契約を結びます。

サービス利用

(6) 障害児通所支援

身知精難

【窓口】障がい福祉課

療育の必要が認められる児童を指定の施設に通わせることにより、日常生活における基本的な動作の指導及び、集団生活への適応訓練を行うものです。

①児童発達支援

障害児を、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

②放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児を、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(7) 障害児通所支援を利用したときにかかる費用

身知精難

【窓口】障がい福祉課

サービスを利用したときには、世帯の家計の負担能力その他の事情を考慮して定められた応能負担の額を利用者負担額として支払っていただくこととなります。ただし、費用の負担を軽減するために、所得に応じて下記の上限額が設定されます。

【利用者負担額の上限】

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般1	市民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯（一般1の該当者を除く）	37,200円

【世帯の範囲】

18歳未満…保護者の属する住民基本台帳での世帯

【利用者負担変更申請】

市民税額に変更があった場合（課税から非課税、非課税から課税等）や世帯範囲に変更があった場合は、利用者負担上限月額が変わることがありますので、速やかに障がい福祉課までお問い合わせください。

【児童発達支援等の無償化】

満3歳になって初めての4月1日から就学するまでの3年間はサービスの利用料が無料です。

【多子軽減措置】

①保育所などに通う乳幼児が二人以上いる市民税課税世帯で、その乳幼児のうち、第二子または第三子以降の児童が障害児通所支援を利用する場合に、利用者負担を軽減します。

多子軽減対象区分	利用者負担額
第二子軽減対象児童	サービス総費用の5%と負担上限月額を比べて低い額
第三子軽減対象児童	0円

②市民税課税世帯のうち市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯で通所決定保護者と生計を同じくする兄や姉（年齢を問わず）がおり、第二子以降の就学前の児童が障害児通所支援を利用する場合に、利用者負担を軽減します（平成28年4月より適用）。

【高額障害児通所給付費】

同一世帯に属する支給決定障害者等に係る利用者負担の合算額が一定額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を償還します。

- ・障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額
(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)
- ・介護保険の利用者負担額
(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)
ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限りです。
- ・補装具に係る利用者負担額
ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りです。
- ・児童福祉法に基づく障害児支援(通所・入所)サービスの利用者負担額

(8) 地域生活支援事業



【窓口】障がい福祉課

①移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りです。ただし、通勤、営業などの経済活動に係る外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。原則として、病院に入院されている方は利用できません。

<個別支援型>

障害者・児の外出における個別の移動支援を行います。ただし、通年かつ長期にわたる外出は対象になりません。

【対象者】

重度訪問介護、同行援護及び行動援護の対象者を除いた、

- ①重度の視覚障害者・児
- ②両上肢機能障害2級以上かつ両下肢機能障害2級以上の肢体不自由者・児又はこれに準ずる者
- ③知的障害者・児
- ④精神障害者・児

<施設等利用型>

日中一時支援事業及び短期入所又は介護保険法における指定通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所が運行する車両で通所する障害者・児の支援を行います。

【対象者】

日中一時支援事業及び短期入所等を利用するため施設や事業所が運行する車両で通所する障害者・児

<大学修学支援型>

重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たり、大学等が修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を行います。(通学中の余暇活動その他修学に関わりのない活動への支援を除く)

【対象者】

障害福祉サービスの重度訪問介護の対象者であって、大学等に在籍しており、入学後に停学その他の処分を受けていないもの。ただし、特別な事由なく前年度の修得単位数が極めて少ない等学習の意欲に欠けるものを除く。

②日中一時支援事業

日中に活動する場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的に、社会適応訓練や入浴サービス及び給食サービスを行います。

※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。

③訪問入浴サービス事業 身

移動式の入浴セットを居宅に持ち込んで、入浴サービスを行います。

【対象者】

65歳未満（介護保険サービスの対象者を除く）の在宅の重度身体障害者・児で、自宅の浴槽での入浴が困難な方

④雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 身知精

重度障害者が就労する場合に福祉施策と雇用施策が連携して、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

【対象者】※対象者要件等についての詳しい内容は、障がい福祉課までお問い合わせください。

- ・ 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- ・ 民間企業に雇用されている、又は、自営業を営んでおり、1週間の所定労働時間が10時間以上の方。ただし就労継続支援A型の利用者は除く。
- ・ 継続的に就労することが可能な方
- ・ 就労の継続のために本事業の必要性が見込まれる方

(9) 地域生活支援事業を利用したときにかかる費用

サービスを利用したときには、原則として、それぞれの費用の10%を支払っていただくこととなります。ただし、費用の負担を軽減するために、所得に応じて上限額が決められています。

【利用者負担額の上限】

世帯区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

【世帯の範囲】

- ・ 18歳以上…障害者とその配偶者
- ・ 18歳未満…保護者の属する住民基本台帳での世帯

【利用者負担変更申請】

市民税額に変更があった場合（課税から非課税、非課税から課税等）や世帯範囲に変更があった場合は、利用者負担上限月額が変わることがありますので、速やかに障がい福祉課までお問い合わせください。

(10) 地域活動支援センター事業 身知精

【窓口】障がい福祉課

日中活動の場所として、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の提供を行います。

名 称	所 在 地	連 絡 先
歩っと	〒630-8244 奈良市三条町 512-3-202	TEL 0742-21-8322 FAX 0742-20-5988

8 医療

(1) 心身障害者医療費助成



【窓口】福祉医療課

「心身障害者医療費受給資格証」を交付し、保険診療自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(高額療養費や、入院時の食事代、選定療養費等の保険適用外費用は除きます。)なお、高校生までは一部負担金を支払うことで県内の医療機関を受診できます。

【対象者】市内に居住し次のいずれにも該当する方

①身体障害者手帳1級・2級所持者又は療育手帳所持者 ②健康保険加入者(後期高齢者医療制度を除く)

【手続きに必要なもの】・身体障害者手帳又は療育手帳 ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
・口座番号のわかるもの ・マイナンバー関連書類(P66参照)

【除かれる方】生活保護を受けている方、国等公費適用により医療費の自己負担分の全額について支給を受けている方

【一部負担金の額】通 院 1医療機関につき、月500円(月あたりの上限額1,500円)
入 院 1医療機関につき、月1,000円(14日未満の入院は500円)
調剤薬局 一部負担金は不要です。自己負担の金額を助成します。

(2) 後期高齢者医療制度



【窓口】福祉医療課

後期高齢者医療制度に加入することができます。加入すると、現在の健康保険から脱退することになります。現在の健康保険と一部負担金の割合・保険料等総合的な費用負担を比較のうえ、加入するかどうか選択してください。

【対象者】市内に居住し下記に該当する方(但し、他府県の国民健康保険被保険者を除く。)

・65歳から74歳までの方で身体障害者手帳1～3級及び4級の一部(下肢の一部及び音声・言語障害)、療育手帳A1・A2所持者又は精神障害者保健福祉手帳1～2級

※75歳以上の方は、全員加入しています。

【手続きに必要なもの】身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

【除かれる方】生活保護を受けている方

【一部負担金の額】一般：1割 / 一定以上所得者：2割 / 現役並み所得者：3割

(3) 重度心身障害者老人等医療費助成



【窓口】福祉医療課

後期高齢者医療制度による保険診療自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。

(高額療養費・高額介護合算療養費や、入院時の食事代、選定療養費等の保険適用外費用は除きます。)

【対象者】市内に居住し次のいずれにも該当する方

①身体障害者手帳1級・2級所持者又は療育手帳所持者 ②後期高齢者医療制度の被保険者

【手続きに必要なもの】・身体障害者手帳又は療育手帳 ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
・口座番号のわかるもの ・マイナンバー関連書類(P66参照)

【除かれる方】生活保護を受けている方、国等公費適用により医療費の自己負担分の全額について支給を受けている方

【一部負担金の額】通 院 1医療機関につき、月500円(月あたりの上限額1,500円)
入 院 1医療機関につき、月1,000円(14日未満の入院は500円)
調剤薬局 一部負担金は不要です。自己負担の金額を助成します。

(4) 奈良市歯科診療 身知

【窓口】障がい福祉課

「奈良市立みどりの家歯科診療所」において、検診及び治療を行います。治療は検診で必要とされた方を対象としています。

【対象者】一般の医療機関での受診が困難な障害児・者

【集団検診】年2回（2月、8月）

【個別検診・治療】木曜日 午前9時～12時 ※予約制（障がい福祉課・みどりの家歯科診療所で受付）

【所在地】〒630-8031 奈良市柏木町 519-28 1F（奈良市休日夜間応急診療所西隣）

【TEL】0742-34-4593（障がい福祉課） 0742-33-0008（みどりの家歯科診療所）

(5) 奈良県歯科診療 身知

【窓口】奈良県心身障害者歯科衛生診療所
奈良県障害福祉課

「奈良県心身障害者歯科衛生診療所」において、相談及び治療を行います。

【対象者】一般の医療機関での受診が困難な心身障害者・児

【治療】月曜日、水曜日、木曜日、金曜日の午前9時～11時30分、午後1時～3時30分と隔週日曜日の午後1時～3時30分 ※予約制。奈良県心身障害者歯科衛生診療所へ予約してください。

【所在地】〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内

【TEL】0744-29-0115 【FAX】0744-29-0116

(6) 奈良市鍼灸治療 身知難

【窓口】みどりの家はり・きゅう治療所

「みどりの家はり・きゅう治療所」（P58 市総合福祉センター内）において、中国医学と西洋医学の統合医療により、障害者・児の機能障害や能力低下及び病気の予防と健康のために治療を行います。

※予約制（電話による申込み可能）

【対象者】①身体障害者手帳1・2級所持者 ②療育手帳A1・A2所持者

③指定難病特定医療受給者証・特定疾患医療受給者証所持者

【休診日】日曜日、月曜日、火曜日、休日、12月29日～1月3日

【TEL】0742-71-0772 【FAX】0742-71-0773

(7) 自立支援医療（育成医療） 身

【窓口】保健予防課

保険診療の自己負担分（入院時の食事代を除く）を助成します。世帯の課税状況に応じて、自己負担の上限月額を設定します。

【対象者】18歳未満で身体に障害があって、手術などにより確実な治療効果が期待できる児童（保護者の住所が奈良市内にある方）

【手続きに必要なもの】

- ・自立支援医療費支給認定申請書・自立支援医療意見書（医療機関で記入） ・同意書
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの（受給者本人と被保険者（国民健康保険、国民健康保険組合の場合は加入している家族全員のもの））
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）
- ・市民税課税証明書等（受給者本人と被保険者（国民健康保険、国民健康保険組合の場合は加入している家族全員のもの））

※奈良市が課税状況を確認することに同意をいただける方は、市民税課税証明書等を省略できます。ただし、転入の方等、1月1日現在（申請月が1月から6月の間は前年1月1日現在）に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で確認することができないため、転入前の市町村の市民税課税証明書等が必要です。また、生活保護世帯の方は保護受給証明書が必要です。

【制限】・指定の医療機関があります ・所得制限があります

【所在地】〒630-8122 奈良市三条本町 13-1 【TEL】0742-93-8397 【FAX】0742-34-2486

(8) 自立支援医療（更生医療）



【窓口】障がい福祉課

18歳以上の身体障害者が、障害の除去または軽減するために必要な治療について、指定医療機関で受ける場合に医療費の一部を公費で負担します。

【対象となる治療】障害について確実な治療の効果が期待できるもの

（例）人工関節（骨頭）置換術、ペースメーカー植込術、冠動脈バイパス術、人工透析療法、腎移植・肝移植後の抗免疫療法など。

【手続きに必要なもの】

・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書

・身体障害者手帳

・自立支援医療意見書（医療機関で記入）

・加入医療保険の資格情報がわかるもの

※奈良市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は受給者と同一保険の方全員分が必要です。

・特定疾病療養受療証（人工透析を受療される方）

・印鑑（※自署の場合は不要）

・マイナンバー関連書類（P66 参照）

・市民税課税状況の確認についての同意書又は市民税課税証明書等

※転入の方等、1月1日現在（適用期間開始日が1月から6月の間は前年1月1日現在）に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で市民税額を確認できないため、マイナンバー関連書類（P66 参照）又は転入前の市町村の市民税課税証明書等が必要です。

○国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は同一保険の方全員分

○社会保険の方は被保険者分

また、生活保護世帯の方は保護受給証明書が必要です。

【制限】・指定の医療機関があります ・健康保険の給付対象医療に限られます

◎自己負担は原則1割になります。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）	※高額治療継続者の上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税で 本人の年収80万9千円以下 (令和8年7月からは82万6,500円)	2,500円	2,500円
低所得2	市町村民税非課税で 本人の年収80万9千円超 (令和8年7月からは82万6,500円)	5,000円	5,000円
中間所得1	市町村民税の所得割額が 3万3千円未満	医療保険の 自己負担限度額と同じ	
中間所得2	市町村民税の所得割額が 23万5千円未満		10,000円
一定以上	市町村民税の所得割額が 23万5千円以上	支給対象外	20,000円

※1 じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法）に関する治療を受けられる方

※2 医療保険の高額医療多数該当者の方

指定自立支援医療機関（主たる受診先、調剤薬局、訪問看護事業者、デイケア・ナイトケア等、検査）での精神疾患による通院医療費（保険診療に限る）の一部を公費で負担します。自己負担は原則医療費の1割となります。ただし、加入保険の種別による世帯の課税状況に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。

有効期間は1年間です。継続申請の手続きは、有効期限の3か月前から受付できます。

受診先は原則1か所しか指定できませんが、主治医の指示がある場合は複数医療機関の指定が認められることがありますので、ご相談ください。

訪問看護を申請する場合は、「精神科訪問看護に関する届出書」（訪問看護事業所が作成する書類）が必要です。

【新規・継続申請】市内居住で精神疾患により指定医療機関に通院している方の受給者証交付申請

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・診断書（精神通院医療用）※継続申請で治療方針に変更がない場合、診断書は2年に1度の添付でも可能
- ・同意書
- ・受給者証の写し（継続申請の場合）
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの ※奈良市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は受給者と同一保険の方全員分
- ・マイナンバー関連書類（P66 参照）

【同時申請】精神障害者保健福祉手帳と同時に新規・継続をされる方の申請

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の写し
- ・同意書
- ・受給者証の写し（継続申請の場合）
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの ※奈良市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は受給者と同一保険の方全員分
- ・マイナンバー関連書類（P66 参照）

【医療機関・保険変更】医療機関、保険の種別が変わったときは1か月以内に届け出てください。

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定変更申請書
- ・受給者証
- ・マイナンバー関連書類（P66 参照）

○保険変更の申請をする方は、以下も必要です。

- ・同意書
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの※奈良市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は受給者と同一保険の方全員分

【居住地・氏名変更】住所、氏名が変わったときは届け出てください。

- ・自立支援医療費受給者証記載事項変更届（精神通院医療）
- ・受給者証 ・マイナンバー関連書類（P66 参照）

【再交付申請】受給者証を紛失又は破損したときは、受給者証の再交付ができます。

- ・自立支援医療費（精神通院医療）受給者証再交付申請書
- ・マイナンバー関連書類（P66 参照）

【県外からの転入】前住所地の有効期限が切れていない受給者証を持っている場合

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・同意書 ・同意書（県外転入用）
- ・前住所地の受給者証
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの ※奈良市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は受給者と同一保険の方全員分
- ・マイナンバー関連書類（P66 参照）

自立支援医療（精神通院医療）の申請に関する注意

1. 加入医療保険の資格情報を確認するため、マイナンバー照会を行います。
2. 1月1日現在（申請月が1月から6月の場合は前年1月1日現在）に奈良市に住民票がなかった場合は、税情報の確認のため、マイナンバーを利用して当該市区町村に照会を行います。
例）転入の方、同一保険の世帯員が奈良市以外に住民票がある方等
3. 申請から交付までは約2か月かかります。
4. 診断書は、通院医療機関で3か月以内に作成されたものが有効です。
5. 投薬がない場合は、薬局の申請はできません。

（10）精神通院精神障害者医療費助成制度

精

【窓口】障がい福祉課

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けている方が、自立支援医療受給者証に記載されている医療機関で自己負担（1割負担）した上限額までの自己負担分を助成します。

【対象者】奈良市に住所を有する方（原則、住民票がある方）で国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者、社会保険各法の被扶養者（なお、社会保険各法の被扶養者は、所得制限があります。）

※次の方は助成の対象になりません。

- ・社会保険の被保険者
- ・生活保護法の対象者
- ・一般精神障害者医療費助成、後期高齢者精神障害者医療費助成、心身障害者医療費助成又は重度心障害者老人等医療費助成を受けることができる方

※子ども医療費助成又はひとり親家庭等医療費助成を受けることができる方は、先にそちらを請求のうえ精神通院精神障害者医療費助成の申請をしてください。

【手続きに必要なもの】

- ・通院医療費の領収書及び自立支援医療費自己負担上限額管理票、又は医療機関等の証明書
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
- ・金融機関の口座番号等のわかるもの（初回又は変更がある場合）
- ・自立支援医療受給者証
- ・マイナンバー関連書類（P66 参照）
- ・被保険者の所得等を証明する書類又は承諾書（社会保険各法の被扶養者のみ必要となります）

※被保険者の課税証明書、非課税証明書又は所得証明書（いずれも所得額と控除額の記載があるもの）

※所得の証明は初回及び毎年8月以降分を初めて申請されるときは持参してください。

※奈良市で課税状況が確認できる場合で、奈良市による確認に同意をいただける方は、所得等の証明書類を省略できます。

また、受診年の1月1日現在（受診月が1月から7月の間は前年の1月1日現在）に奈良市に住民票がなかった方は、マイナンバーを利用して当該市区町村に照会が可能です。

例）転入の方、同一保険の世帯員が奈良市以外に住民票がある方等

ただし、所得状況によっては所得の証明が必要になる場合があります。

【注意点】

- ・1か月の受診がすべて終わってからまとめて申請してください。（一度申請された月分は追加申請できません。）
- ・領収書の添付がない受診分は助成できません。

(11) 一般精神障害者医療費助成

精

【窓口】障がい福祉課

「**精**障害者医療費受給資格証」を交付し、すべての診療科の入院・通院の保険診療分にかかる医療費の自己負担のうち、下記の一部負担金を除いた額を助成します。

※診断書料、差額ベッド代、予防接種など保険が適用されない医療費や、入院時の食事代、生活療養費に係る標準負担額、高額療養費などは医療費助成の対象外です。

【対象者】奈良市に住所を有する方（原則、住民票がある方）で、次のいずれにも該当する方

- ①精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ②健康保険加入者（後期高齢者医療制度加入者は除く）
- ③生活保護を受給されていない方
- ④心身障害者医療費助成、子ども医療費助成（乳幼児）、ひとり親家庭等医療費助成を受給されていない方

※住所を入院先の病院・診療所にしている方は、対象外となる場合があります。

【手続きに必要なもの】

- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の写し
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
- ・金融機関の口座番号等のわかるもの
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【一部負担金の額】

通院	1医療機関ごとに月500円
入院	1医療機関ごとに月1,000円（14日未満の入院は月500円）
調剤薬局	一部負担金はありません。自己負担の金額を助成します。

(12) 後期高齢者精神障害者医療費助成

精

【窓口】障がい福祉課

「奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定通知書」を送付します。医療費助成を受けることができる期間を記載してあります。（認定通知書は医療機関へ提示する必要はありません。）すべての診療科の入院・通院の保険診療分にかかる医療費の自己負担のうち、下記の一部負担金を除いた額を助成します。

※診断書料、差額ベッド代、予防接種など保険が適用されない医療費や、入院時の食事代、生活療養費に係る標準負担額、高額療養費などは医療費助成の対象外です。

【対象者】奈良市に住所を有する方（原則、住民票がある方）で、次のいずれにも該当する方

- ①精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ②後期高齢者医療制度被保険者
- ③重度心身障害者老人等医療費助成を受給されていない方

※住所を入院先の病院・診療所にしている方は、対象外となる場合があります。

【手続きに必要なもの】

- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の写し
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
- ・金融機関の口座番号等のわかるもの
- ・マイナンバー関連書類（P66参照）

【一部負担金の額】

通院	1医療機関ごとに月500円
入院	1医療機関ごとに月1,000円（14日未満の入院は月500円）
調剤薬局	一部負担金はありません。自己負担の金額を助成します。

9 在宅福祉

(1) 補装具費の支給 身難

【窓口】障がい福祉課

障害者の職業その他日常生活を容易にするため、補装具の購入又は修理等の費用を支給します。補装具は、種類や支給を受ける人の年齢に応じて、それぞれ耐用年数が決められており、再支給は、原則として耐用年数を過ぎた方に限ります。

ただし、介の用具は、介護保険制度が優先されます。

【利用者負担額】

利用者の負担は、購入に要する額の1割となります。ただし、基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。

また、下表のとおり所得に応じた区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められます。世帯の範囲は、障害者（18歳以上）とその配偶者、障害児（18歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯とします。

世帯区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般	市町村民税課税世帯であって、世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の当該年度分※の課税額が次の区分に該当する世帯 ※申請月が4月から6月の間は前年度分	460,000円未満	37,200円
一定所得以上		460,000円以上	【障害者】支給対象外 【障害児】37,200円

【手続きに必要なもの】※必ず補装具購入、修理等される前に申請手続きをしてください。

- ・身体障害者手帳 ・印鑑（※自署の場合は不要） ・マイナンバー関連書類（P66参照）
- ・世帯全員の市民税額がわかる書類（課税証明書又は納税通知書）

奈良市が課税状況を確認することに承諾いただける方は、課税証明書等を省略できます。

※転入の方等、1月1日現在（申請月が1月から6月の間は前年の1月1日現在）に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で確認できないため、マイナンバー関連書類又は転入前の市町村の課税証明書等が必要です。また、生活保護世帯の方は保護受給証明書が必要です。

- ・下表のとおり処方箋、医師の意見書などが必要な場合があります。

区分	補装具の種類	判定	必要書類など
視覚	視覚障害者安全つえ、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、義眼、弱視眼鏡、矯正眼鏡		意見書(遮光眼鏡、義眼)
聴覚	補聴器（2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用） 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）	○	意見書(耳あな型、骨導式)・確認票(人工内耳)
肢体不自由	装具(上肢・下肢・体幹)	○	処方箋、意見書
	義肢(義手・義足)、姿勢保持装置	○	処方箋、意見書
	重度障害者意思伝達装置 (肢体不自由及び音声言語機能障害がある方)	○	意見書
	車載用姿勢保持装置、 介 歩行補助つえ(松葉づえ、多脚杖、ロフトランド・クラッチ、カナディアン・クラッチ、プラットホーム杖)、 介 歩行器		
	介 車いす (原則として下肢1～2級又は体幹機能障害1～3級の方)	○	処方箋、意見書(オーダー製)
介 電動車いす(重度の下肢機能障害者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない方)	○	処方箋、意見書	
18歳未満のみ	起立保持具、排便補助具		

判定欄の○印は新規申請の際に更生相談所の判定（書類判定又は来所判定）が必要です。（次頁へ）

また、再支給申請であっても障害の状況に変化がある場合、形式等が異なる場合などには判定が必要となります。処方箋（眼鏡処方箋を除く）、意見書などは原則県知事・市長の指定した医師（18歳未満の児童補装具は、指定育成医療機関の医師）が書いたものに限りま。

(2) 日常生活用具の給付

身知難

【窓口】障がい福祉課

在宅の障害者の日常生活を容易にするため、次のような種目の日常生活用具を給付しています。ただし、㊦の用具は、介護保険制度が優先されます。また、㊧の用具は障害者総合支援法にて定める対象疾病に罹患されている場合、医師意見書によりその用具の必要性が認められれば給付対象となる可能性があります。

【利用者負担額】

利用者の負担は、購入に要する額の1割となります。ただし、基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。また、下表のとおり所得に応じた区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められます。世帯の範囲は、障害者（18歳以上）とその配偶者、障害児（18歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯とします。

世帯区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般	市町村民税課税世帯であって、世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の当該年度分※の課税額が次の区分に該当する世帯 ※申請月が4月から6月の間は前年度分	460,000円未満	37,200円
一定所得以上		460,000円以上	【障害者】支給対象外 【障害児】37,200円

【手続きに必要なもの】※必ず購入前に申請手続きをしてください。

- ・身体障害者手帳又は療育手帳、難病患者は医師意見書（様式あり）
- ・印鑑（自署の場合は不要）
- ・世帯全員の市民税額がわかる書類（課税証明書又は納税通知書）

奈良市が課税状況を確認することに承諾いただける方は、課税証明書等を省略できます。

※転入の方等、1月1日現在（申請月が1月から6月の間は前年の1月1日現在）に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で確認できないため、転入前の市町村の課税証明書等が必要です。また、生活保護世帯の方は保護受給証明書が必要です。

- ・見積書（奈良市長あて、業者発行のもの）
- ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の申請には、工事の図面、工事前の現況写真、物件所有者の承諾書（工事後の写真も給付金請求時には必要となります。）
- ・電気式たん吸引器、ネブライザー、自家発電機又は外部バッテリーの申請には医師の意見書

【ストーマ装具・紙おむつの申請】

- ・一度の申請で、翌年の3月分まで最大12か月分の申請が可能です。ただし当該年度を超えての申請はできません。翌年度も継続して利用される場合は継続申請が必要です。
- ・「日常生活用具給付券」は1枚で、ストーマ装具2か月分を給付します。
- ・利用者負担は、「日常生活用具給付券」1枚毎にかかります。
- ・給付決定後に転出等の事由が発生した場合、未使用の給付券を納品業者へ返却してください。

【注意事項】

- ①掛売りができない業者については利用いただけません。
- ②次頁以降に掲載されている給付品目についての情報は令和8年4月1日時点のものです。制度変更により種目・金額などの内容が変更される場合がありますので、給付申請される場合は、事前に障がい福祉課へ内容をお確かめください。

【給付対象用具一覧】 注意：「※」の種目については、対象者が在宅の限りではない。

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
肢体不自由	特殊寝台 (訓練用ベット) Ⓢ Ⓜ	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚などの訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000
	特殊マット Ⓢ Ⓜ	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	床ずれの防止、失禁などによる汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	特殊尿器 Ⓢ Ⓜ	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害1級(寝たきりで常時介護を要する者に限る。)	尿が自動で吸引されるもので、介護者等が容易に使用し得るもの	5	67,000
	体位変換器 Ⓢ Ⓜ	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、介助を要する者に限る。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
	移動用リフト Ⓢ Ⓜ	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	4	159,000
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満で、下肢又は体幹機能障害2級以上	原則として、付属のテーブルが付いているもの	5	33,100
	入浴担架	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400
	入浴補助用具 Ⓢ Ⓜ	3歳以上で、下肢又は体幹機能障害(入浴に当たって、介助を要する者に限る。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8	90,000
	便器 Ⓢ Ⓜ	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	8	4,450 手すり付 9,850
	温水洗浄便座 Ⓢ	学齢児以上で、上肢障害2級以上	温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8	120,000
	※ 情報・通信支援用具	学齢児以上で、上肢障害2級以上	障害者がパーソナルコンピュータを操作するために必要となる周辺機器や、アプリケーションソフト	6	100,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) Ⓢ Ⓜ	次のいずれかに該当する者 ①学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害3級以上 ②学齢児以上で、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上	比較的小規模な住環境の改善を行う場合における、次に掲げる用具の購入費及び工事費であること。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式から洋式への便器取替え	1回限り	200,000	

【給付対象用具一覧】 注意：「※」の種目については、対象者が在宅の限りではない。

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
肢体不自由・平衡機能障害	移動・移乗支援用具 ⑧ ⑨	3歳以上で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) ①障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8	60,000
	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする者	障害者が容易に使用し得るT字状・棒状もの	3	3,000
	※ 頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする者	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	12,160
視覚障害	電磁調理器	18歳以上で、視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6	25,000
	盲人用体温計(音声式)	学齢児以上で、視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	検温結果を、音声により伝える機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	9,000
	盲人用体重計	18歳以上で、視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	18,000
	※ 情報・通信支援用具	学齢児以上で、視覚障害2級以上	障害者がパーソナルコンピュータを操作するために必要となる周辺機器や、アプリケーションソフト	6	100,000
	※ 点字器	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの(点筆を含む)	7	10,400
	※ 点字タイプライター	学齢児以上で、視覚障害2級以上のもの(就学し、若しくは就労し、又は就労が見込まれる者に限る。)	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	63,100
	点字図書	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書(月間や週間等で発行される雑誌を除く。)	別途要綱による	
	※ 視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上で、視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
	※ 視覚障害者用活字等読上げ装置	学齢児以上で、視覚障害2級以上	文字情報等を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	99,800
	※ 視覚障害者用読書器	学齢児以上の視覚障害者であって、本装置により文字等を読む又は聞くことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8	198,000
※ 盲人用時計	18歳以上で、視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7	触読式 10,300 音声式 13,300	

【給付対象用具一覧】 注意：「※」の種目については、対象者が在宅の限りではない。

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
視覚障害	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上で、視覚障害2級以上	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの	10	7,000
	※点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者）	文字等のコンピュータの画面情報を、点字等により示すことのできるもの	6	383,500
聴覚又は音声・言語機能障害	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるものに限る。）	音声、音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、テレビの視聴及び災害時の聴覚障害者向け緊急信号を認識する手段として本装置が必要と認められるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの（ただし、聴覚障害者が容易に使用し得るものであって、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品であること。）	6	88,900
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器、又は通信回線を利用し動画等により通信が可能な単独型機器（携帯電話を除く）であり、障害者が容易に使用できるもの	5	24,000
	※人工内耳体外装置	現に人工内耳を装用している聴覚障害者（児）であって、人工内耳体外装置の購入について医療保険等の適用を受けることができないもの	マイクロホンで捉えた音を解析し電気信号化した上で、インプラントで電気刺激に変換し、蝸牛に挿入した電極アレイから直接聴神経を刺激し音として認識されるもの	5	200,000
	※人工内耳電池	聴覚障害者（児）であって、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳体外装置を作動させるためのもの（充電用のものを含む）	1	30,000
	※人工喉頭	音声又は言語機能障害者で喉頭を摘出したもの	障害者が容易に使用し得るもの（電池又は充電器を含む）	5	70,100
	ぼうこう・直腸又は脳原性運動機能障害	※ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等の付属品を含む）	—
※ストーマ装具（尿路系）		ぼうこう機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等の付属品を含む）	—	月額（一箇所当たり） 12,300
紙おむつ等		次のいずれかに該当するものであって、医師の意見書等により紙おむつの使用が必要と認められるもの。 ①3歳以上のぼうこう・直腸機能障害者で、ストーマ装具を装着できないもの（消化器系及び尿路系のストーマ装具の給付を受けていない者に限る。） ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害（乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によるもの）により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な3歳以上の者。	次に掲げるストーマ装具に代えて障害者が容易に使用し得るもの ①紙おむつ ②脱脂綿等、サラシ、ガーゼ ③洗腸用具	—	月額 12,000
※収尿器		3歳以上の、ぼうこう機能障害者又はせきずい損傷等による排尿障害のため本装置を必要とする者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	1	男性用 7,700 女性用 8,500

【給付対象用具一覧】 注意：「※」の種目については、対象者が在宅の限りではない。

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
機能障害	じん臓 透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障害の者で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500
	呼吸器 ネブライザー Ⓢ	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、医師の意見書等により本装置の使用が認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	5	36,000
	機能障害 電気式 たん吸引器 Ⓢ	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（音声、言語、そしゃく、下肢又は体幹機能障害）であって、医師の意見書等により本装置の使用が必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	5	56,400
	酸素ポンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10	17,000
心臓機能障害	呼吸器又は パルスオキシメーター（動脈血中酸素濃度測定器） Ⓢ	呼吸器機能障害又は心臓機能障害であって在宅酸素療法者又は人工呼吸器を装着しているもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5	50,000
	自家発電機又は外部バッテリー Ⓢ	呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者であって、医師の意見書等により人工呼吸器の装着が必要と認められるもの	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	5	100,000
身体障害全般	火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500
	自動消火器 Ⓢ	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8	28,700
	※ 携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5	98,800
知的障害	特殊マット Ⓢ	3歳以上で、療育手帳A1・A2	床ずれの防止、失禁などによる汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	電磁調理器	18歳以上で、療育手帳A1・A2	知的障害者が容易に使用し得るもの	6	25,000
	※ 頭部保護帽	療育手帳A1・A2（てんかん発作等により頻繁に転倒する者に限る。）	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	12,160
	温水洗浄便座	学齢児以上で、療育手帳A1・A2	温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8	120,000
	火災警報器	療育手帳A1・A2（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500
	自動消火器	療育手帳A1・A2（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8	28,700

(3) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成

【窓口】障がい福祉課

難聴児の言語能力の習得及び学習の機会の確保のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【対象者】補聴器装用の効果があると医師が判断する身体障害者手帳の交付の対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児

【利用者負担額】基準額の範囲内で購入に要する額の 1 / 3

【手続きに必要なもの】

- ・難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
- ・意見書
- ・難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（指定医師が処方したもの）
- ・見積書（奈良市長あて、業者発行のもの）

(4) あんしん通報サービス

身

【窓 口】障がい福祉課

【登録先】消防局指令課

スマートフォン等のウェブブラウザ機能及びメール機能を利用して、次のサービスを提供します。利用するには、障がい福祉課での事前登録が必要です。

①NET 119・・・奈良市消防局にチャット（文字通信）で消防車や救急車の要請ができます。

②メール 119・・・奈良市内のみメールで消防車や救急車の要請ができます。

※NET 119がご利用いただけない方向けのサービスです。

③出勤お知らせメール・・・火災出勤した場合の付近に住む対象者に火災出勤情報を知らせます。

【対象者】聴覚・音声・言語機能障害者で、音声による 119 番通報ができない方

※障害者手帳をお持ちでない方は消防局指令課へお問い合わせください。

【TEL】0742-35-0119 【FAX】0742-33-8423

【手続きに必要なもの】・身体障害者手帳 ・登録する携帯電話

(5) 避難行動要支援者名簿

身知精難

【窓口】福祉政策課・危機管理課

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要な方を対象とした名簿を市が作成しています。本人の同意に基づき、避難支援等関係者（自主防災防犯組織、自治会、民生委員・児童委員等）に情報提供を行います。

※以下の方に年 1 回確認書を郵送しています。

- ・新たに対象となった方
- ・継続して対象になっているが名簿情報の提供に関する意向が確認できていない方

※情報提供に同意されますと、避難支援等関係者のご自宅に訪問することがあります。

【対象者】身体障害者手帳 1・2 級所持者、療育手帳 A 1・A 2 所持者、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者、旧「特定疾患治療研究事業」の受給者のうち重症認定者かそれに相当する方

(6) 車いすの貸し出し

【窓口】奈良市総合福祉センター

1 か月を限度に無料で車いすを貸し出します。（※ご希望の際は事前に下記までお問い合わせください）

【対象者】一時的に車いすを必要とする方（身体障害者手帳の所持者に限りません。）

【TEL】0742-71-0770 【FAX】0742-71-0773 （奈良市総合福祉センター）

(7) 訪問理美容サービス

身

【窓口】

65 歳未満 - 障がい福祉課

65 歳以上 - 長寿福祉課

理美容師が訪問し、調髪などを年 6 回を限度に行います。

【対象者】在宅の重度障害者で、寝たきり等のため理美容所において理美容を受けられない方

【利用者負担額】1 回当たり 2,000 円

(8) 市営住宅の心身障害者向け住宅 身

【窓口】 奈良市営住宅管理センター

車いすを常用している身体障害者等のいる世帯向けに整備した市営住宅（3団地 10戸）について、入居者の募集をします。

【対象者】 次のすべての要件を満たす方

- ① 市内に住所または勤務先のある方で、現に住宅に困窮していること
- ② 収入が基準以下であること
- ③ 現に同居し、または同居しようとする親族のある方で、世帯に身体障害者手帳（1～4級）等の交付を受けている車いす常用者が1人以上いること
- ④ その他、入居申込案内の「入居申込資格の有無について」の要件を満たしていること

【募集時期】 定期（2月・5月・8月・11月）もしくは随時に、当該住宅に空家があれば募集

※詳しくは、ホームページで確認してください。

(9) 県営住宅の入居優遇 身知精 【窓口】

（株）東急コミュニティー奈良県営住宅北部サービスセンター
奈良県営住宅管理事務所

身体障害者等で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の枠を設け募集を行っています。（所得制限などがあります。）

【対象者】 県内に住所又は勤務先のある方で、かつ住宅に困窮されている方（持ち家をお持ちでない方）のうち下記の要件のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳4級以上で本人が主として生計を維持している方
- ② 身体障害者手帳2級以上の方、又はこの方と現に同居、若しくは同居しようとする親族の方
- ③ 申込者本人または、現に同居し、若しくは同居しようとする親族の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合
(ア) 精神障害者保健福祉手帳（障害程度1級～3級）の交付を受けている方
(イ) 療育手帳（障害程度が上記の（ア）と同程度）の交付を受けている方

【募集時期】 空家がある場合において、年4回（5月・8月・11月・2月）の定期（抽選）

その他、上半期・下半期毎の随時（先着順）

《紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山県営住宅の場合》

（株）東急コミュニティー 奈良県営住宅北部サービスセンター

【所在地】 〒630-8115 奈良市大宮町5丁目3-14 不動産ビル1F

【TEL】 0742-30-1090 【FAX】 0742-30-1094

《高円県営住宅の場合》

奈良県営住宅管理事務所

【所在地】 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 奈良県郡山総合庁舎3F

【TEL】 0743-51-2615 【FAX】 0743-53-1196

(10) 心身障害者扶養共済制度 身知精

【窓口】 障がい福祉課

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

(11) 自動車事故対策機構による介護料支給

【窓口】 自動車事故対策機構

自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料が支給されます。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA ナスバ）奈良支所

【所在地】 〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6F

【TEL】 0742-32-5671 【FAX】 0742-32-5672

(12) 奈良市障害者GPSシステム 知精

【窓口】障がい福祉課

GPS機器端末の有料貸出（初期費用の助成）を行います。GPS携帯機器により、居場所を検索・特定し、早期発見・事故の防止を図ります。

【対象者】奈良市内在住の65歳未満の方（要介護認定を除く）で次のいずれかに該当する方

※障害者支援施設入所者は年齢制限なし

①療育手帳のA1・A2所持者 ②精神障害者保健福祉手帳1級所持者

【市負担】加入料金及び付属品代金

【利用者負担】基本料金（月額1,320円）、位置情報提供料金（利用1回につき220円）等

【申請者】親族・後見人・保佐人 ※親族、後見人等がいない施設入所者は、管理者を申請者として手続きを行える場合があります。

【必要書類】・対象者の療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳（コピー可）

・申請者の身分証明書（運転免許証など）

※後見人・保佐人は登記事項証明書（コピー可）が必要です。

・保護受給証明書（生活保護世帯の場合）

10 手当

(1) 特別障害者手当 身知精

【窓口】障がい福祉課

【対象者】重度の障害（身体障害者手帳1級・2級の障害が重複している等）のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

※障害者手帳の取得は必須ではありません。

【内容】月額 30,450円（令和8年4月1日時点）

支給月 2・5・8・11月の各10日（前月までの3か月分をまとめて口座振込）

【受けられない場合】・所得が一定額以上あるとき

・施設入所しているとき

・病院に3か月以上入院しているとき

・障害程度が認定基準を満たさないとき

(2) 障害児福祉手当 身知精

【窓口】障がい福祉課

【対象者】次のいずれかの障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方

①身体障害者手帳1級・2級の一部

②療育手帳A1・A2の一部

③精神障害者保健福祉手帳1級の一部

④①、②、③と同程度以上であって、日常生活において常時介護を必要とする方

※障害者手帳の取得は必須ではありません。

【内容】月額 16,560円（令和8年4月1日時点）

支給月 2・5・8・11月の各10日（前月までの3か月分をまとめて口座振込）

【受けられない場合】・所得が一定額以上あるとき

・施設入所しているとき

・障害を理由とする公的年金を受けられるとき

・障害程度が認定基準を満たさないとき

(3) 特別児童扶養手当



【窓口】子ども給付課

【対象者】次のいずれかの障害を有する障害児(20歳未満)を監護又は養育している世帯の主たる生計者

- ①重度又は中度以上の障害を有することがわかる診断書(所定の様式によるもの)
- ②身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部(視野狭窄による視覚障害・内部障害を除く)
- ③療育手帳A1・A2

【内容】月額 1級:58,450円 2級:38,930円(令和8年4月1日時点)

支給月 4・8・11月

【受けられない場合】・対象者やその同居の家族の所得が一定額以上あるとき

- ・児童が、施設入所しているとき
- ・児童が、障害を理由とする公的年金を受けられるとき等

(4) 児童扶養手当



【窓口】子ども給付課

【対象者】(1)父(母)と生計を同じくしていない児童を監護している母(父)、又は母(父)に代わってその児童を養育している世帯の主たる生計者

(2)次のいずれかの障害を有する父(母)のいる児童を監護する母(父)、又は母(父)に代わってその児童を養育している世帯の主たる生計者

- ①おおむね身体障害者手帳1級及び2級の一部
- ②国民年金及び厚生年金における障害等級1級
- ③①、②と同程度の障害と認められる方

※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日まで(心身に一定の障害がある場合は20歳まで)の人

【内容】	月額	児童1人	48,050円～11,340円	} 所得により支給金額が変わります。 (令和8年4月1日時点)
		児童2人目以降の加算額	11,350円～5,680円	
	支給月	5・7・9・11・1・3月		

【受けられない場合】

- ・対象者やその同居の家族の所得が一定額以上あるとき
- ・児童が、施設入所しているとき
- ・障害を有する父(母)の障害の程度が支給要件を満たさなくなったとき等

(5) 奈良市外国人重度障害者特別給付金



【窓口】障がい福祉課

【対象者】昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障害者(身体障害者手帳1～3級又は療育手帳A1・A2)であり、20歳に達していた方

【内容】月額 20,000円(公的年金を受けている方は当該年度の年金額を控除した額の月割額)

支給月 3・9月

【受けられない場合】

- ・所得が一定額以上あるとき
- ・年額240,000円以上の年金を受けられるとき
- ・施設入所しているとき
- ・生活保護を受けているとき

11 年金

(1) 障害基礎年金



【窓口】

国保年金課国民年金係
日本年金機構奈良年金事務所

障害基礎年金の1級・2級と障害者手帳の等級は異なります。
原則として65歳以降に障害基礎年金の認定基準に該当しても受給権は発生しません。
障害の状態が改善すれば、年金の支給は停止されることがあります。

【対象者】

①国民年金に加入中もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいるときに病気やけがの初診日があり、障害認定日から65歳の誕生日の前々日までに、国民年金法に定める障害等級の1級又は2級に該当する方。

※初診日とは障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診察を受けた日

※障害認定日とは初診日から1年6か月を経過した日または症状固定したと認められた日

②20歳前に病気やけがの初診日があり、20歳に到達した日か障害認定日のいずれか遅い日に、国民年金法に定める障害等級の1級又は2級に該当する方。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、障害基礎年金の全額または半額が支給停止されます。

【保険料納付要件】

対象者①については、初診日の前日において、初診日が属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めた期間（保険料免除、納付猶予、学生納付特例期間も含む）があること。または初診日が属する月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

【内容】年金額 1級 1,059,125円（70歳以上は1,056,125円）+子の加算額

2級 847,300円（70歳以上は 844,900円）+子の加算額（令和8年4月1日時点）

子の加算額とは、障害基礎年金の受給権者が生計維持している子（18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で国民年金法の障害等級1級・2級に該当する子）のいるときに加算されます。2人目までは1人につき243,800円、3人目からは1人につき81,300円が加算されます。

支給月 2・4・6・8・10・12月

【その他】

厚生年金・共済年金の加入中に初診日がある場合は、日本年金機構奈良年金事務所（所在地：〒630-8512 奈良市芝辻町四丁目9-4 TEL：35-1371）または各共済組合へ。

(2) 特別障害給付金



【窓口】

国保年金課国民年金係
日本年金機構奈良年金事務所

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかった方への給付金です。

【対象者】

次のいずれかで国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに、障害基礎年金の1級又は2級の障害状態にある方

①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた厚生年金・共済組合の加入者の配偶者

【注意点】請求は65歳の誕生日の前々日までに行う必要があります。

【内容】月額 1級 58,650円

2級 46,920円（令和8年4月1日時点）

支給月 2・4・6・8・10・12月

【その他】

- ・所得によって支給の制限があります。
- ・老齢基礎年金等を受給されている場合、支給の制限があります。

1 2 税金（所得控除等）

（1）所得税及び復興特別所得税

身 知 精

【窓口】 奈良税務署（確定申告の場合）
勤務先の給与担当課（年末調整の場合）

区分	控除額	
	本人	同一生計配偶者又は扶養親族
障害者 （身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B1・B2 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級）	270,000 円	
特別障害者 （身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級）	400,000 円	
同居特別障害者 （身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級）	750,000 円	

※要件等についての詳しい内容は、税務署へ問い合わせください。

奈良税務署【所在地】〒630-8567 奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎内

【TEL】0742-26-1201（代表）

（2）住民税

（住民税の申告は、確定申告等の
手続きをしている方は不要）

身 知 精

【窓口】 市民税課

区分	控除額	
	本人	同一生計配偶者又は扶養親族
障害者 （身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B1・B2 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級）	260,000 円	
特別障害者 （身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級）	300,000 円	
同居特別障害者 （身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級）	530,000 円	

非課税 （本人が障害者）	前年の合計所得金額が 1,350,000 円以下（※）の場合 （※令和 2 年度分〈令和元年分〉以前は、1,250,000 円以下） 上記の場合、森林環境税（国税）についても非課税となります。
-----------------	--

(3) 自動車税・軽自動車税減免 **身知精** 【窓口】奈良県自動車税事務所・市民税課など

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります。）の自動車について、自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度があります。

【減免対象となる障害の区分】

障害の区分		障害の級別	
		障害者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転
視覚障害		1～4級	1～4級
聴覚障害		2・3級	2・3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による）	
上肢不自由		1・2級	1・2級
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹不自由		1～3・5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	1・2級
	移動機能	1～6級	1～3級
心臓機能障害		1・3級	1・3級
じん臓機能障害		1・3級	1・3級
呼吸器機能障害		1・3級	1・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3級	1・3級
小腸機能障害		1・3級	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	1～3級
肝臓機能障害		1～3級	1～3級
知的障害		療育手帳A1・A2（Aと記載されているものも同様）	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級かつ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている者	

【減免対象となる自動車】

- ・専ら障害者本人が運転する自動車
- ・専ら当該障害者のため（通学・通院・通所・生業）に継続的に使用する自動車で、当該障害者と生計を一にする者もしくは当該障害者を常時介護する者が運転する自動車
※減免できる自動車は、障害者の方1人について1台（軽自動車・単車を含む）です。

【減免対象となる自動車の所有者（名義人）】

- ・障害者本人
※18歳未満、知的障害者又は精神障害者の場合は、障害者本人と生計を一にする者でも可能です。
※所有権留保（割賦販売）車の場合には、障害者本人が自動車検査証の使用者欄に登録があれば可能です。

自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)減免の申請について

【申請窓口】

・自動車税(種別割・環境性能割) → 奈良県自動車税事務所 自動車税第二課
 軽自動車税(環境性能割) 【所在地】〒639-1037 大和郡山市額田部北町 981-8
 (橿奈良県自動車会館内)

【TEL】0743-57-0300 【FAX】0743-57-0166

・自動車税(種別割) → 奈良県自動車税事務所 自動車税第一課
 【所在地】〒639-1184 大和郡山市満願寺町 60-1
 (奈良県郡山総合庁舎内)

【TEL】0743-51-0081 【FAX】0743-54-3232

※事前に必要書類をご確認のうえ来所
 してください。また申請手続きには
 30分程度を要します。

※自動車税の減免に関するお問合せは
 自動車税事務所にお問い合わせいたしま
 す。

奈良県奈良県税事務所

【所在地】〒630-8113 奈良市法蓮町 757
 (奈良県奈良総合庁舎3F)

【TEL】0742-20-4532 (申請窓口：徴収課)

・軽自動車税(種別割) → 市民税課(市役所2F13番窓口)

※自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されます。

※軽自動車税(種別割)については、減免決定後も減免事由について現況を確認させていただくこと
 があります。

【必要書類】

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(複数の手帳の交付を受けている場合は全
 て)の原本

・精神障害者の場合は、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の写しが必要です。

・運転免許証(写しの場合は、表と裏)又は免許情報記録個人番号カード(マイナ免許証)の免許情報
 が確認できる書類

・自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)

すでに減免を受けている方で車を乗り換えられる場合は、旧の車の登録識別情報等通知書(一時抹
 消登録を行った際に発行される書面)又は名義変更後の自動車検査証(電子車検証の場合は自動車
 検査証記録事項)の写しが必要です。

・生計同一証明書(障害者本人が運転する場合は不要)

【申請窓口】障がい福祉課

→生計同一証明書の発行については、次頁の「生計同一証明書の発行について」を参照ください。

※本人(納税義務者)が申請される場合は、個人番号カード又は通知カードが必要です。(P66参照)

【自動車検査証記載内容の変更について(所有者名義や住所等)】

手続きに必要なものがあります。事前にお問い合わせください。

・近畿運輸局奈良運輸支局

【所在地】〒639-1037 大和郡山市額田部北町 981-2

【TEL】050-5540-2063(自動音声案内) 【FAX】0743-23-0020

オペレーター 「0」→「3」「7」

・軽自動車検査協会奈良事務所

【所在地】〒639-1037 大和郡山市額田部北町 980-3

【TEL】050-3816-1845(コールセンター) 【FAX】0743-58-3023

生計同一証明書の発行について（本人運転の場合は不要）

自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）減免のため、障害者と運転者が生計（生活費）を同じくしていることを証明するものです。

※有効期間は、発行日から1か月です。必ず発行日から1か月以内に手続を行ってください。

【申請窓口】障がい福祉課

【申請に必要なもの】

住所区分	在宅 (障害者と運転者の住民票上の世帯が同じ場合)	在宅 (障害者と運転者の住民票上の世帯が別の場合)	施設入所者 (住民票の住所に関わらず、入所決定を受けている場合)
障害者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（該当等級は、P42「減免対象となる障害の区分」を参照） ・療育手帳（A1、A2） ・精神障害者保健福祉手帳（1級） ※手帳を2つ以上所持している場合は、全てお持ちください。		
運転者の確認	運転免許証（写しの場合は表と裏） ※転入等で、運転免許証の住所の書き換えができていない場合は、新住所を管轄する警察署又は免許センターにて住所変更手続してからお越しください。住所の書き換えができていない場合は、受付できません。		
使用目的に応じた添付書類	(1) 身体・知的障害者の場合 (すべて様式自由) ・通院(入院)証明書(診察券など) ・通学証明書(学校長発行) ・通所証明書(施設長発行) (入所の場合は右欄参照) ・通勤証明書(事業主発行) ・事業証明書(市民税課発行) (2) 精神障害者の場合 ・自立支援医療受給者証(精神通院)	(1) 身体・知的障害者の場合 (すべて様式自由) ・通院(入院)証明書(診察券など) ・通学証明書(学校長発行) ・通所証明書(施設長発行) (入所の場合は右欄参照) ・通勤証明書(事業主発行) ・事業証明書(市民税課発行) (2) 精神障害者の場合 ・自立支援医療受給者証(精神通院)	・施設入所者のための自動車使用証明書(施設長発行) (様式自由。参考様式は障がい福祉課にあります)
生計を同じくしていることの確認書類	(1)~(3)のいずれか (1) 扶養証明(税法上の扶養家族としている場合) (2) (社会保険の扶養家族の場合) 運転者等と障害者本人の扶養関係が表示された資格確認書、運転者等と障害者本人それぞれのマイナポータルの資格画面を印刷したもの等 (3) 民生委員の調査書・意見書		

13 公共料金など

第1種障害者：第1種身体障害者、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2所持者

第2種障害者：第2種身体障害者、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B1・B2所持者

※P63～64をご参照ください。

(1) 奈良市内バスの割引



【窓口】障がい福祉課

【対象者】①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

【内容】身体障害者手帳、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者は、「友愛バス優待乗車証」（奈良交通バス専用）の交付により市内路線バス全線無料になります。（参照：P65 市内エリア図）

【手続きに必要なもの】身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

【その他】ご利用の際には、必ず障害者手帳もあわせてお持ちください。

【料金やその他バスに関する問合せ先】0742-20-3100（奈良交通お客様サービスセンター）

(2) 奈良県内バスの割引



【窓口】奈良交通ほか

【対象者】①身体障害者手帳所持者

②療育手帳所持者

③精神障害者保健福祉手帳所持者（写真貼付有のみ）

④第1種障害者及び精神障害者保健福祉手帳（写真有）1級所持者の介護者

【内容】手帳の提示により県内バス全線半額になります。

◎奈良交通バスの場合

区 分	割引乗車券の種類	割引率
第1種障害者及び精神障害者保健福祉手帳（写真有） 1級所持者が介護者と共に乗車する場合 （本人及び介護者1人）	普通乗車券	50%
	定期乗車券	30%
障害者が単独で乗車する場合（本人）	普通乗車券	50%
	定期乗車券	30%

1. 普通乗車券

「友愛バス優待乗車証」と併用される場合は市外乗車料金の半額をお支払いください。現金、回数券、CI-CAが使えます（ひまわり回数券、ひまわりCI-CAは除く）。12歳未満の障害児は、小児運賃の50%引です。

2. 定期乗車券などの割引

小児定期乗車券は、割引されません。

障害者が通学定期乗車券を購入する場合でも介護者は通勤定期乗車券を購入してください。

(3) 航空運賃の割引（国内線）



【窓口】航空会社

【対象者】①身体障害者手帳所持者及び介護者1名

②療育手帳所持者及び介護者1名

③精神障害者保健福祉手帳（写真有）所持者及び介護者1名

【内容】航空券販売窓口にて手帳の提示により航空運賃が割引になります。

※割引率は、各航空会社（国内線）により異なります。

※介護者は、満12歳以上で、各航空会社が介護能力があると認める者

※介護者が同乗する場合は同一搭乗区間を同時に購入すること

※割引適用の有無、事前手続きの有無、割引率等、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

(4) 鉄道の割引 (JR・近鉄など)

身 知 精

【窓口】 JR・近鉄など

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次の区分に応じて運賃が割引になります。手帳を提示して乗車券などを購入いただくこととなりますので、詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

【内 容】

区 分	割引乗車券の種類	割引率	割引区間
①第1種障害者が介護者と共に利用する場合 (本人及び介護者)	普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券	50%	
②障害者が単独で利用する場合 (本人)	普通乗車券	50%	JR及び連絡会社線の鉄道・航路の片道100kmを超える区間
③12歳未満の第2種障害者が介護者と共に利用する場合 (介護者のみ)	定期乗車券	50%	

1. グリーン車・特急料金・寝台料金は割引されません。
2. 12歳未満の障害児は小児運賃の50%引です。ただし、小児定期乗車券は割引されません。
3. 自動車線の定期乗車券は30%引です。
4. 障害者が通学定期乗車券を購入する場合でも、介護者は、通勤定期乗車券を購入してください。
5. 精神障害者保健福祉手帳があっても、手帳に旅客運賃割引区分 (第1種・第2種) の記載がない、有効期限が切れている、顔写真が貼付されていない場合は割引が適応されません。

※鉄道会社によって異なるため、各鉄道会社へ直接お問い合わせください。

(5) 有料道路・一般自動車道通行料の割引

身 知

【窓口】 障がい福祉課

本制度はETC登録の場合のみオンライン申請も可能です。(URL:<https://www.expressway-discount.jp/>)
不明点は、有料道路ETC割引登録係 (下記) まで。

【対象者】 ①第1種身体障害者又は療育手帳A1・A2所持者 (介護者が運転する場合)
②身体障害者手帳所持者 (障害者本人が運転する場合。療育手帳所持者を除く)

【内 容】 有料道路通常料金の半額割引 (有効期間あり)

【事前登録対象となる自動車】 本人又は親族などが所有する個人名義の自動車1台 (割賦購入又は長期リースの場合は自動車検査証等の「使用者」欄に本人などの個人名が記載されているもの)

※営業用の自動車・タクシー・代車などは対象外

※事前に登録した自動車以外でも割引を受けられる場合あり (詳細は下記お客さまセンターへ)

【手続きに必要なもの】 更新・変更申請の場合は、④～⑥のうち前回から変更のないものは不要

①身体障害者手帳又は療育手帳

②自動車検査証 (又は軽自動車届出済証) 又は電子車検証と自動車検査証記録事項

③割賦契約書又はリース契約書 (割賦購入又は長期リースの場合)

④運転免許証 (第2種身体障害者のみ)

⑤ETCカード (原則として障害者本人名義) } ETCを利用する場合には

⑥ETC車載器セットアップ証明書 } 加えて必要となります。

【注 意】 1. 有効期限の2か月前から有効期限の前日まで障がい福祉課にて更新受付を受付します。

※有効期限当日の申請は新規となり上記【手続きに必要なもの】は省略不可。

2. 各手帳の有期判定の期限により、有効期限が短縮又は割引対象外となる場合あり。

3. 割賦購入等で、自動車検査証 (又は軽自動車届出済証) の所有者欄が法人等になっており、支払いを完了し代金支払債務が無い場合は、所有者欄を、本人又は親族などの個人名義に変更しなければ割引を受けられません。

【問合せ先】 有料道路ETC割引登録係 【TEL】 045-477-1233

西日本高速道路株式会社お客さまセンター 【TEL】 0120-924-863

(6) タクシー運賃の割引 (全国共通) 身知 【窓口】 一般社団法人奈良県タクシー協会

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者
- ②療育手帳所持者

【内 容】 タクシー運賃が1割引になります。利用される方は、乗車の際に必ず手帳を乗務員に提示してください。市役所での手続きは必要ありません。

※割引運賃は公的補助ではなく事業者が負担しております。

【TEL】 0743-57-0073 (代表) 【FAX】 0743-23-1181 (一般社団法人 奈良県タクシー協会)

(7) 奈良市重度心身障害者・児福祉タクシー 身知 【窓口】 障がい福祉課

【対象者】 身体障害者手帳所持者で①下肢障害1・2級②体幹機能障害1・2級③内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓)1・2級④視覚障害1・2級の人と、療育手帳A1・A2所持者

【内 容】 重度心身障害者・児の生活の行動範囲拡大のため、奈良市福祉タクシー券を交付し、料金の一部を助成します。ただし、乗降地の両方又は一方が奈良市内での利用に限ります。

【手続きに必要なもの】・身体障害者手帳又は療育手帳
・代理人申請の場合は来られる方の運転免許証などの公的な身分証明書

(8) NHK放送受信料の減免 身知精 【窓口】 NHK奈良放送局経営管理企画センター(開発)障がい福祉課

【内 容】 受信料の減免については、NHK奈良放送局経営管理企画センター(開発)にて申請を受付しています。障がい福祉課でも受付可能です。半額免除と全額免除があり、対象者は次のとおりです。

	対 象 者	手続きに必要なもの
半額免除	①契約者が聴覚又は視覚障害者で世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(写し) ・印鑑 ・住民票(世帯全員用、障がい福祉課で申請される場合は不要)
	②契約者が身体障害者手帳1・2級で世帯主	
	③契約者が療育手帳A1・A2で世帯主	
	④契約者が精神障害者保健福祉手帳1級で世帯主	
全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の属する世帯で、その構成員全員が市町村民税非課税の場合(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(写し) ・印鑑 ・住民票(世帯全員用、障がい福祉課で申請される場合は不要) ・世帯構成員全員分の市町村民税非課税を確認できるもの(※2)

※1 受信料免除における世帯とは、住居及び生計をともにする者の集まり

※2 障がい福祉課で申請される場合、奈良市が課税状況を確認することに承諾いただける方は、市町村民税非課税証明書等を省略できます。ただし、転入の方等、1月1日現在(申請月が1月から6月の間は前年の1月1日現在)に奈良市内に住所がなかった方は、奈良市で確認することができないため、転入前の市町村の非課税証明書等が必要です。

〈NHK奈良放送局経営管理企画センター(開発)〉

【所在地】 〒630-8540 奈良市三条大路一丁目1-20

【TEL】 0742-30-0500 【FAX】 0742-30-0530

(9) NTT 無料電話番号案内(ふれあい案内) **身知精** 【窓口】NTTふれあい案内担当

【対象者】

- ①視覚障害1～6級
- ②肢体不自由1・2級(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- ③聴覚障害2級・3級・4級・6級(1級・5級はなし)
- ④音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害3級・4級(1級・2級はなし)
- ⑤療育手帳所持者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者

【内 容】事前登録することによりNTT電話番号案内が無料ご利用できます。

ふれあい案内の利用については、NTT西日本・NTT東日本のお客さまに提供するサービスです。

【手続きに必要なもの】

- ①事前登録の申込書
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の該当ページのコピー

【TEL】0120-104-174 (NTTふれあい案内担当)

【FAX】0120-104-134

※FAXによるお問合せに関する注意事項：氏名、FAX番号を用紙に記載し、FAXを送信してください。

【受付時間】午前9時～午後5時 <土・日・祝日及び年末年始を除きます>

(10) 携帯電話の障害者割引 **身知精** 【窓口】各携帯電話会社

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者

【内 容】申請により基本使用料等の割引があります。割引の有無・内容は各会社により異なります。

(11) 点字郵便物などの無料扱い 【窓口】郵便局

【対象郵便物】

- ①点字郵便物…点字のみを掲げたものを内容とするもの
- ②特定録音物等郵便物…盲人用の録音物または、点字用紙を内容とする郵便物

【内 容】

- ・郵便物を開封し、郵便物の表面の左上部(横長のものは右上部)に「点字用郵便物」の文字を明瞭に記載する必要があります。②についても同様に取り扱います。
- ・特定録音物等郵便物は、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出される場合のものに限られます。
- ・無料扱いは、3kgまでとなります。ただし、特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみが必要です。

【大きさ】

	長さ	幅	厚さ
最大	長さ60cm、長さ、幅、厚さの合計が90cm		
最小	14cm	9cm	-

※1円筒形の場合の最小：長さ14cm×直径(又は短径)3cm
※2大きさの最小限より小さいものでも、12cm×6cm以上の耐久性のある厚紙又は布製の宛名札を付ければ差し出しできる

【問合せ先】

- ・お客様サービス相談センター 0120-23-28-86 (フリーコール) (自動音声の案内により「*」+「1」を選択)
◆携帯電話からは 0570-046-666 (通話料有料) ◆受付時間 全日 午前8時～午後9時

(12) 生活困窮者にかかる水道料金の減免制度

【窓口】奈良市企業局 お客様センター

本市に住民登録(外国人含む)している世帯で、下記の条件にあてはまる方は申請後、承認された場合に水道料金の一部を減免します。ただし、毎年申請が必要です。

【対象者】メーターの口径が13mmから25mmまでのもので、所得金額が下表に定める額以下の世帯(世帯人数3人以降は、1人増すごとに43万円を加算した額)

世帯人数	上限所得
1人	135万円
2人	178万円
3人	221万円

※毎年6月から、前年の所得を対象として申請を受け付けます。例えば令和8年6月以降の申請の場合、令和7年中の所得が対象になります。

【減免額】口径別基本料金の2分の1に相当する額(税込)

口径	減免額 (1か月の使用水量が8m ³ 以下のとき)	減免額 (1か月の使用水量が8m ³ を超えるとき)
	13mm	402円
20mm	688円	902円
25mm	968円	1,292円

【手続きに必要なもの】

- ①水道料金減免申請書
 - ②世帯全員の住民票(続柄入)
 - ③世帯全員の所得証明書
 - ④非課税所得確認書類(遺族年金、障害年金、雇用保険の給付など非課税となる所得の金額が確認できる書類又はその写し)
 - ⑤還付金振込先口座が確認できる書類等の写し(※企業局から各戸に料金を請求していない集合住宅等に住んでいる人のみ)
- ※③と④の合計金額を対象として所得を審査します。これらの必要書類については、提出が不要となるものもありますので、事前にお問い合わせください。なお、申請は郵送でも受け付けます。

【除かれる方】

生活保護を受けている世帯、または中国残留邦人等への生活支援給付を受給している世帯

【問合せ先】奈良市企業局 お客様センター

【TEL】0742-35-6825 【FAX】0742-34-9104

(13) 屋内温水プール・屋外プールの使用料無料

身知精

【窓口】スポーツ振興課

【対象者】

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ ①～③の介護者(原則1名まで)

【内容】次の各プールの使用料が無料になります。

- ・(休館中)ならやま屋内温水プール(左京五丁目3-1)
- ・西部生涯スポーツセンター屋内温水プール(中町4860)
- ・青山プール(青山三丁目2)

【問合せ先】スポーツ振興課

【TEL】0742-34-4862 【FAX】0742-34-4765

障害者手帳を提示することで、市営駐車場の使用料の減免を受けることができます。

【対象となる車】

- ・身体障害者手帳所持者（1～4級）が乗車している車
- ・療育手帳所持者が乗車している車
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者が乗車している車

【最初の3時間無料、その後半額となる駐車場】

- ①奈良市営 JR 奈良駅第1 駐車場（三条本町8-1）
- ②奈良市営 JR 奈良駅第2 駐車場（三条本町18-1）
- ③なら 100 年会館地下駐車場（三条宮前町7-1）

※利用時間：午前6時～午前0時30分

※公演・イベント等でなら 100 年会館を利用した場合に限り、なら 100 年会館インフォメーションで承認を受けると、当日3時間を超えた使用料も無料となります。

【無料となる駐車場】

- ④西部会館駐車場（学園南三丁目1-5） 西部会館地下1F

※利用時間：午前7時～午後10時

※西部会館駐車場は、立体駐車場のため車両の大きさにより利用制限があります。

（車長5m、車幅1.95m（タイヤ外幅1.8m）、車高1.55m（積載物・取付物を含む）、総重量1.9t以上の車は利用できません。）

※西部会館利用者のための駐車場でもあり、混雑する場合があります。できる限り短時間の駐車にご協力をお願いいたします。

- ⑤北部会館駐車場（右京一丁目1-4）1F

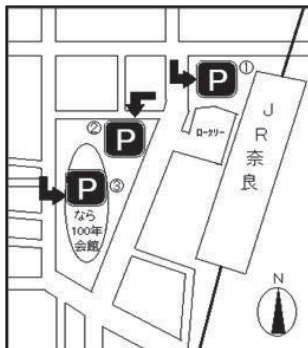
※利用時間：午前8時～午後10時（最終時間が変更される場合があります。）

※北部会館の利用された各階で申し出てください。

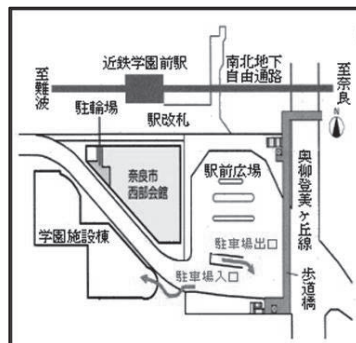
【問合せ先】

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| ①・②日本パーキング株式会社コールセンター | 【TEL】 0120-48-0015 |
| ③文化振興課 | 【TEL】 0742-34-4942 【FAX】 0742-34-4728 |
| ④西部出張所総務課 | 【TEL】 0742-44-1005 【FAX】 0742-48-3254 |
| ⑤北部出張所 | 【TEL】 0742-71-1017 【FAX】 0742-71-0045 |

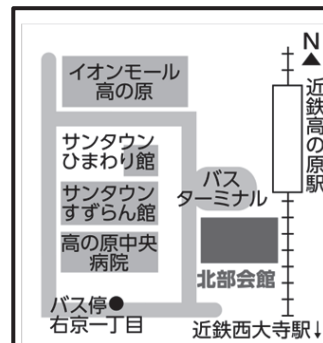
①・②・③



④



⑤



(15) 奈良市自転車駐車場無料



【窓口】環境政策課

【対象者】①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

【内容】次の自転車駐車場の使用料が無料になります。

- ・中筋自転車駐車場（中筋町 31-18） 【TEL】 0742-26-6556
- ・高の原第二自転車駐車場（朱雀三丁目 23） 【TEL】 0742-71-8337
- ・高の原第三自転車駐車場（右京一丁目 14） 【TEL】 0742-71-7517

※管理人の駐在時間に、ご利用される自転車駐車場へ手帳をご持参の上、直接ご申請ください。

（駐在時間は市ホームページをご覧ください）

【URL】 <https://www.city.nara.lg.jp/site/kankyoseisaku/8078.html>



(16) 市立美術館などの観覧料無料



【窓口】文化振興課

【対象者】① 身体障害者手帳所持者 ② 療育手帳所持者 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

④ ①～③の介護者（原則1名まで）

【内容】次の美術館の観覧料が無料になります。ご利用の際は、手帳を提示してください。

- ・入江泰吉記念奈良市写真美術館（高畑町 600-1）
【TEL】 0742-22-9811 【FAX】 0742-22-9722
- ・杉岡華邨書道美術館（脇戸町 3）
【TEL】 0742-24-4111 【FAX】 0742-20-6677
- ・入江泰吉旧居（水門町 49-2）
【TEL】 0742-27-1689 【FAX】 0742-27-1689

(17) 写真美術館・ならまちセンター内駐車場無料



【窓口】文化振興課

【対象者】①身体障害者手帳所持者（1～4級）が乗車している車 ②療育手帳所持者が乗車している車
③精神障害者保健福祉手帳所持者が乗車している車

【内容】次の駐車場の駐車料金が無料になります。

※利用者向け駐車場です。駐車場のみの利用はご遠慮ください。

- ・ならまちセンター内駐車場（市民文化ホール・図書館・連絡所の利用者向け）

※ならまちセンターの地下駐車場が対象です。付近の駐車場は対象外ですので、お間違えのないようご注意ください。地下駐車場のため車幅 1.7m、車高 1.8m以上の車は利用できません。

【問合せ先】ならまちセンター（奈良市東寺林町 38）

【TEL】 0742-27-1151 【FAX】 0742-27-1152

- ・入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場（インフォメーションで手帳を提示）

【問合せ先】入江泰吉記念奈良市写真美術館（高畑町 600-1）

【TEL】 0742-22-9811 【FAX】 0742-22-9722

(18) 梅の郷月ヶ瀬温泉の利用料金割引



【窓口】月ヶ瀬行政センター地域振興課

【対象者】①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

【内容】番台にて証明書を掲示して頂いた方に限り、割引額を返金いたします。

	通常料金
障害者（大人）	300 円割引
障害者（小人）	150 円割引

14 社会参加

(1) 駐車禁止規制の除外指定車標章の交付 **身知精** 【窓口】 奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署

障害者が自ら運転する車及び介護者が障害者を同乗させる車で「駐車禁止除外指定車標章」を掲示しているものは、道路標識により駐車を禁止した場所での駐車禁止規制の適用が除外されます。ただし、交差点とその端から5メートル以内の場所等、標識や標示がなくても駐停車が禁止されている場所では、標章を掲示していても駐車違反となるので、注意してください。

※タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも利用できることから、車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で、下表に該当する方

障害の区分		障害の等級
視覚障害（※1）		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由（※2）		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級
知的障害		A1、A2
精神障害		1級

※1 「視覚障害4級の1」とは、「視力の良い方の眼の視力が、0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く）」をいいます。

※2 「上肢不自由2級の1」とは、「両上肢の機能の著しい障害」をいいます。「上肢不自由2級の2」とは、「両上肢のすべての指を欠くもの」をいいます。

【手続きに必要なもの】

- ・申請書（奈良県警察ホームページからもダウンロードできます）
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（確認のため必要）
- ・更新時は、現在お持ちの駐車禁止除外指定車標章
- ・同居の親族が代理申請される場合は、障害者との同居が確認できるもの（本人確認ができるもの、免許証等）
- ・別居の親族・知人等が代理申請される場合、申請者の運転免許証等身分が確認できるもの、理由書（障害者との関係や本人及び家族が申請できない理由等）、委任状等が必要になることがありますので、事前に警察署へ問い合わせください。

※障害者本人の住所地を管轄する警察署で申請してください。

※駐車禁止除外指定車標章は即日交付されます。

【TEL】・奈良警察署（交通第一課）0742-20-0110（奈良市大森町 57-12）

・奈良西警察署（交通課）0742-49-0110（奈良市学園南三丁目 9-22）

・天理警察署（交通課）0743-62-0110（天理市田部町 22-4）

(2) 奈良県おもいやり駐車場制度



【窓口】奈良県地域福祉課地域福祉推進係

奈良県から利用証の交付を受けた方が、公的施設や民間施設に整備された駐車区画を利用いただける制度です。駐車区画には、車いすの方に優先して利用いただける「車いす優先駐車区画」と、車いすを使用していない方に利用いただける「ゆずりあい駐車区画」の2種類があり、利用証もそれぞれのものがあります。

※利用証は「奈良県おもいやり駐車場」の利用を保証するものではありません。満車の際には駐車できない場合もあります。

※この利用証では、道路交通法による駐車禁止区域に駐車することはできません。

【交付対象となる障害の区分】

障害の区分	ゆずりあい駐車区画利用証	車いす優先駐車区画利用証
	障害の級別	障害の級別
視覚障害	1級～4級	-
聴覚障害	2級・3級	-
平衡機能障害	3級・5級	-
上肢機能障害	1級・2級	-
下肢機能障害	1級～6級	1級・2級
体幹機能障害	1級・2級・3級・5級	1級・2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	-
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級・4級	-
じん臓機能障害	1級・3級・4級	-
呼吸器機能障害	1級・3級・4級	-
ぼうこう・直腸機能障害	1級・3級・4級	-
小腸機能障害	1級・3級・4級	-
肝機能障害	1級～4級	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	-
知的障害	療育手帳A1・A2	-
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級	-
難病患者	特定疾患医療受給者証	-
	指定難病特定医療受給者証	
	小児慢性特定疾病医療受給者証	

【郵送による場合】

〔宛先〕〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 奈良県地域福祉課 地域福祉推進係

- ・申請書及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療受給者証のコピーと切手 180 円分を同封（代理人による申請の場合、代理人の本人確認書類のコピー）

※身体障害者手帳は、カバーから抜いて全面を広げた状態でコピーしてください

【持参による場合】

〔申請窓口〕奈良県地域福祉課（奈良県庁本庁舎 主棟 3F）

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳又は特定医療受給者証を持参（代理人による申請の場合、代理人の本人確認書類）

【問合せ先】奈良県地域福祉課地域福祉推進係

【TEL】0742-27-8503 【FAX】0742-22-5709

右のQRコードから「奈良県おもいやり駐車場制度」のホームページにアクセスできます。



(3) 郵便等による不在者投票 身

【窓口】 選挙管理委員会事務局

【対象者】身体障害者手帳所持者で下表に該当する方は、「郵便等による不在者投票」(投票所ではなく、自宅等での投票)ができます。

障害の区分	障害の等級
両下肢不自由	1・2級
体幹不自由	1・2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害)	1・2級
心臓機能障害	1・3級
じん臓機能障害	1・3級
呼吸器機能障害	1・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3級
小腸機能障害	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
肝臓機能障害	1～3級

上表に該当し、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち、下表にも該当する方は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に代理記載をしてもらうことができます。

障害の区分	障害の等級
上肢不自由	1級
視覚障害	1級

※「郵便等による不在者投票」をするためには、「郵便等投票証明書」(7年間有効)の交付を受けてください。

【手続きに必要なもの】

(郵便等による不在者投票)

- ・身体障害者手帳(確認のため原本が必要) ・郵便等投票証明書交付申請書(本人が署名したもの)
- (郵便等による不在者投票で代理記載の場合)
- ・身体障害者手帳(確認のため原本が必要) ・郵便等投票証明書交付申請書(代理記載用)
- ・代理記載人となるべき者の届出書 ・同意書及び宣誓書

※選挙が行われる時には、郵便等による不在者投票の請求手続きが別途必要です。(郵便で案内をお送りします。)

(4) 補助犬の貸与事業(盲導犬、介助犬、聴導犬) 身

【窓口】 障がい福祉課

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県が補助犬を貸与します。

【対象者】[盲導犬]視覚障害1級 [介助犬]肢体不自由1級又は2級 [聴導犬]聴覚障害2級

※その他、貸与には条件があります。詳しくは障がい福祉課まで。

(5) 中途失明者・盲ろう者等生活訓練事業 身

【窓口】 障がい福祉課

指導員を対象者の家庭に派遣し、必要な助言・指導、自立生活に必要な歩行訓練及びコミュニケーション訓練などを行う生活訓練事業を県が実施します。人数に制限があるため新規の方が優先されます。

【対象者】在宅の重度の視覚障害者及び盲ろう者

(6) 点字版広報・音声版広報の発行 身

【窓口】 障がい福祉課

市の行政その他公的な情報の点字版及び音声版を発行し、希望者に送付します。

【対象者】視覚障害者

(7) 即時情報ネットワーク



【窓口】奈良県視覚障害者福祉センター

視覚障害者に対して、最新の新聞情報や福祉情報をメール(点字・墨字)で提供します。

【対象者】視覚障害者

【所在地】〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター 3F

【TEL】0744-29-0123 【FAX】0744-29-0127

(8) 電話リレーサービス/ヨメテル



【窓口】日本財団電話リレーサービス

【対象者】聴覚や発話に困難のある人(事前登録が必要です。)

【内容】「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難のある人と、それ以外の人との会話を通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながサービスです。(緊急通報・フリーダイヤル・着信を除き、通話料あり) 「ヨメテル」は、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の音声を文字にする電話アプリです。(緊急通報・フリーダイヤル・着信を除き、通話料あり)

【問合せ先】総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス・電話リレーサービス

【TEL】0120-528-071 【FAX】03-6275-0913 【URL】<https://www.nftrs.or.jp/>

・ヨメテル

【TEL】0120-328-123 【URL】<https://www.yometel.jp/>

(9) 意思疎通支援事業



【窓口】障がい福祉課 奈良市総合福祉センター

①手話通訳者派遣・要約筆記者派遣

聴覚障害者等のコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

【対象者】聴覚障害者及び聴覚障害者とのコミュニケーションを必要とする方

※派遣日の10日前までに申請。緊急時についてはご相談ください。

②奈良市遠隔手話サービス

個人の所有するスマートフォン等から障がい福祉課への問い合わせに手話で対応します。

【対象者】手話での対応が必要な聴覚障害者(事前登録が必要)

③盲ろう者向け通訳・介助員派遣

【窓口】奈良県聴覚障害者支援センター

視覚と聴覚の両方に障害のある人が社会生活を営む上で必要な場合に、盲ろう者向け通訳・介助員が派遣されます。

【対象者】盲ろう者及び盲ろう者とのコミュニケーションを必要とする方(事前登録が必要)

【TEL】0744-21-7880 【FAX】0744-21-7888 (奈良県聴覚障害者支援センター)

④失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語障害により他者とのコミュニケーションが困難な方に、県から失語症者向け意思疎通支援者が派遣され外出先等での意思疎通支援を行います。

【対象者】失語症者及び失語症者とコミュニケーションを必要とする方及び団体等(事前登録が必要)

⑤重度障害者の入院時における意思疎通支援

重度の障害のために意思疎通が困難(特定の者のみ可能、会話以外の方法で可能など)である障害者・児が医療機関に入院した際に、本人との意思疎通を十分に行うことが出来る者を医療機関に派遣します。

【対象者】奈良市に住所を有し奈良市の支給決定を受けた、障害支援区分6またはこれに準ずる者で居宅介護、重度訪問介護等を現に利用しているコミュニケーション支援が必要な障害者・児(単身世帯または障害者のみの世帯等) ※詳細は障がい福祉課へお問い合わせください。

予約図書の郵送貸出（送料無料）サービスを行っています。

【対象者】・身体障害者手帳（聴覚、音声・言語・そしゃく機能障害は除く）の交付を受けている方
・療育手帳の交付を受けている方

【手続きに必要なもの】

- ・「奈良市立図書館郵送貸出サービス利用申込書」（図書館ホームページからダウンロード可）
- ・「身体障害者手帳」または「療育手帳」

【申込方法】

奈良市立図書館のカウンターまたは郵送にて、申込書と手帳（郵送の場合、手帳の写しを同封）を提出。
※図書館貸出券をお持ちでない方は、事前登録が必要です。奈良市立図書館ホームページから登録可能です。

【問合せ先】〒630-8362 奈良市東寺林町 38 番地 奈良市立中央図書館 【TEL】 0742-26-6101

15 貸付

(1) 生活福祉資金 福祉資金(福祉費)



【窓口】 奈良市社会福祉協議会

【対象世帯】 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

※1 貸付対象となる世帯収入に制限があります。

※2 原則生活保護を受給している世帯を除きます。

【資金種類】 下表のとおり

【貸付条件】 資金の種類により条件が異なりますので、詳しくは直接お問い合わせください。

(表中の条件はごく一部です。)

※借入申込にはお住まいの地域の民生委員、地区民生会長への相談も必要です。

資金の種類	貸付条件				
	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むために必要な経費	460 万円	貸付の日 (分割交付の場合は最終貸付日) から6月以内	20 年	連帯保証人あり＝無利子 連帯保証人なし＝年1.5% (据置期間経過後)	原則 必要 但し、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130 万円 1年程度 220 万円 2年程度 400 万円 3年程度 580 万円		8 年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円		7 年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円		8 年		
障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円		8 年		
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円		10 年		
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5 年		
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5 年		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円		7 年		
冠婚葬祭に必要な経費	50 万円		3 年		
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円		3 年		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円		3 年		
その他日常生活上一時的に必要な経費 例：車検代、冷暖房設備購入など ※日常の生活費は含まれません。	50 万円		3 年		

【所在地】 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 (奈良市役所内社会福祉協議会分室)

【TEL】 0742-30-2525 【FAX】 0742-30-2323

16 奈良市総合福祉センター

障害者福祉の中心的役割を担う総合施設として、市民の社会福祉活動の拠点となっています。

なお、送迎バス「みどり号」は事前申込制です。利用予定日の1か月前から前日までにセンターにお電話又はFAXでお申込みください。乗車場所、乗車時刻についてはP60～61をご覧ください。

【所在地】〒631-0801 奈良市左京五丁目3-1

(1) 障がい者福祉センターみどりの家

大小会議室、集会室、音楽・視聴覚室、料理教室、浴室（休止中）などがあります。

【TEL】0742-71-0770 【FAX】0742-71-0773

【開館時間】午前9時から午後9時まで（水曜日は午後5時まで）

【休館日】月曜日、火曜日、祝日の翌日（日曜日・水曜日を除く）、年末年始

【事業内容】

①社会参加促進事業

高齢ろう者の集い、ろうあサロン、視覚障がい者サロン、中途視覚障がい者の集い、中途失聴者・難聴者のための手話講習会、大人の発達障がいセミナーなど

②障がい者理解促進事業

障がいを理解するための福祉講座、オータム・アミーゴ・フィエスタ（秋のイベント）、聞こえのサポーター講座、障がい者・児作品展など

③ボランティア養成事業

手話奉仕員養成講座、視覚障がい者サポートボランティア入門講座

④訓練・支援事業

機能訓練など

⑤鍼灸治療

「みどりの家はり・きゅう治療所」（詳しくは、P25 参照）

⑥相談事業

福祉・生活相談など

⑦視覚障害者ワードプロセッサの共同利用

パソコンを利用して、視覚障害者の方が音声で入力を確認しながら点字あるいは墨字の文書を作成することができる装置です。費用は無料ですが、利用については申し込みが必要です。

⑧その他

会議、研修会などの便宜の提供、図書の出し

(2) 体育館

障害者及び健常者が、スポーツ、レクリエーションを楽しみながら、機能回復、健康の維持・増進を図ることを目的に設置しています。

【TEL】0742-71-0775

【利用料】次のいずれかに該当する方は、無料

①障害者・児、②社会福祉事業及び社会福祉活動関係者

（その他の方は、料金は時間や場所などにより異なりますが、有料です。）

【各室内】

①体育室（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・ゲートボール・卓球・アーチェリーなどのスポーツの他、集会、講演会など）

②多目的室（会議、研修、卓球、盲人卓球など） ③相談室兼休養室

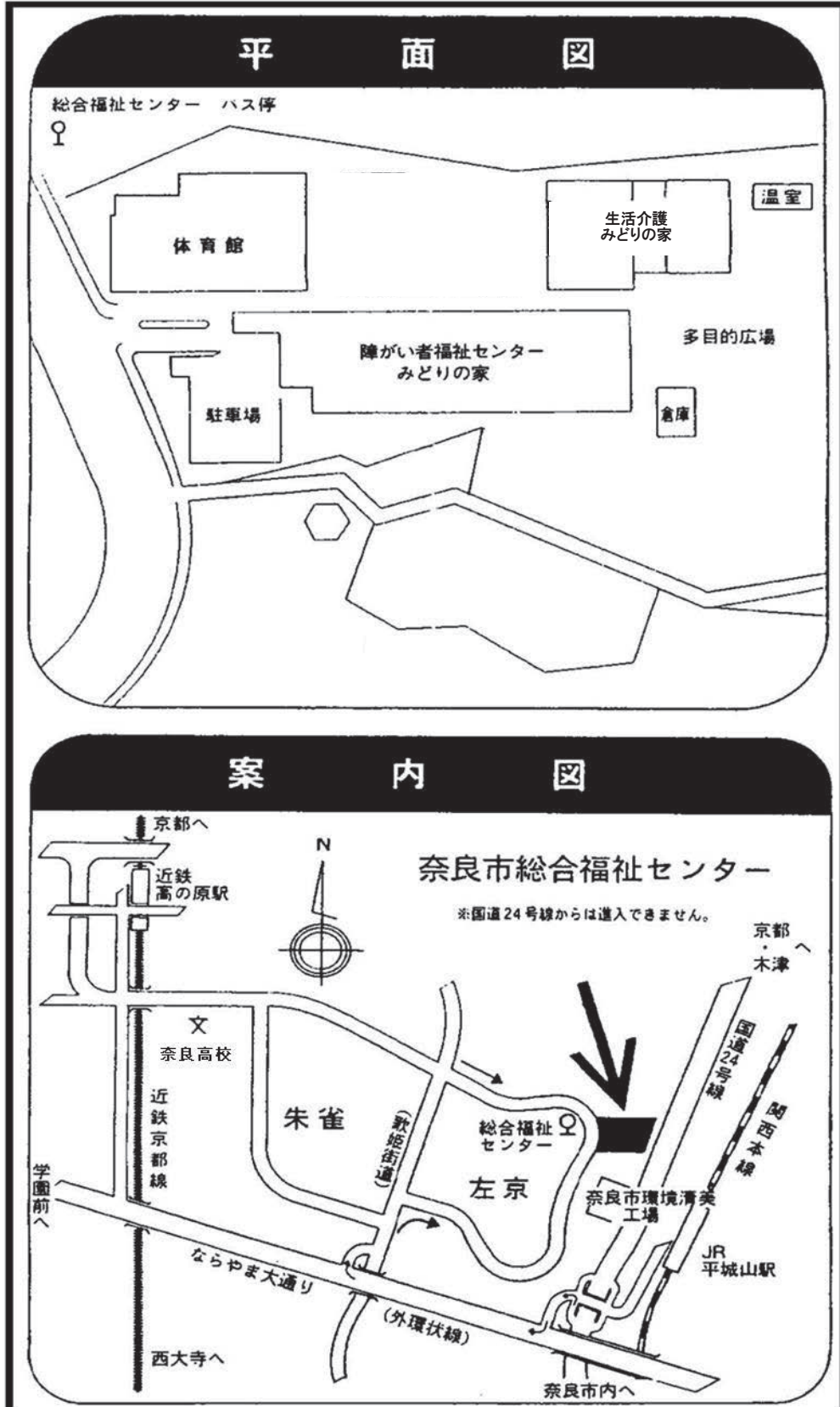
④情報展示（情報提供と利用者の交流） ⑤ミーティングルーム

【事業案内】

- ①スポーツ教室（陸上・ストレッチなど）
- ②親子体操教室（知的障害者・児）
- ③スポーツ大会（マラソン大会など）

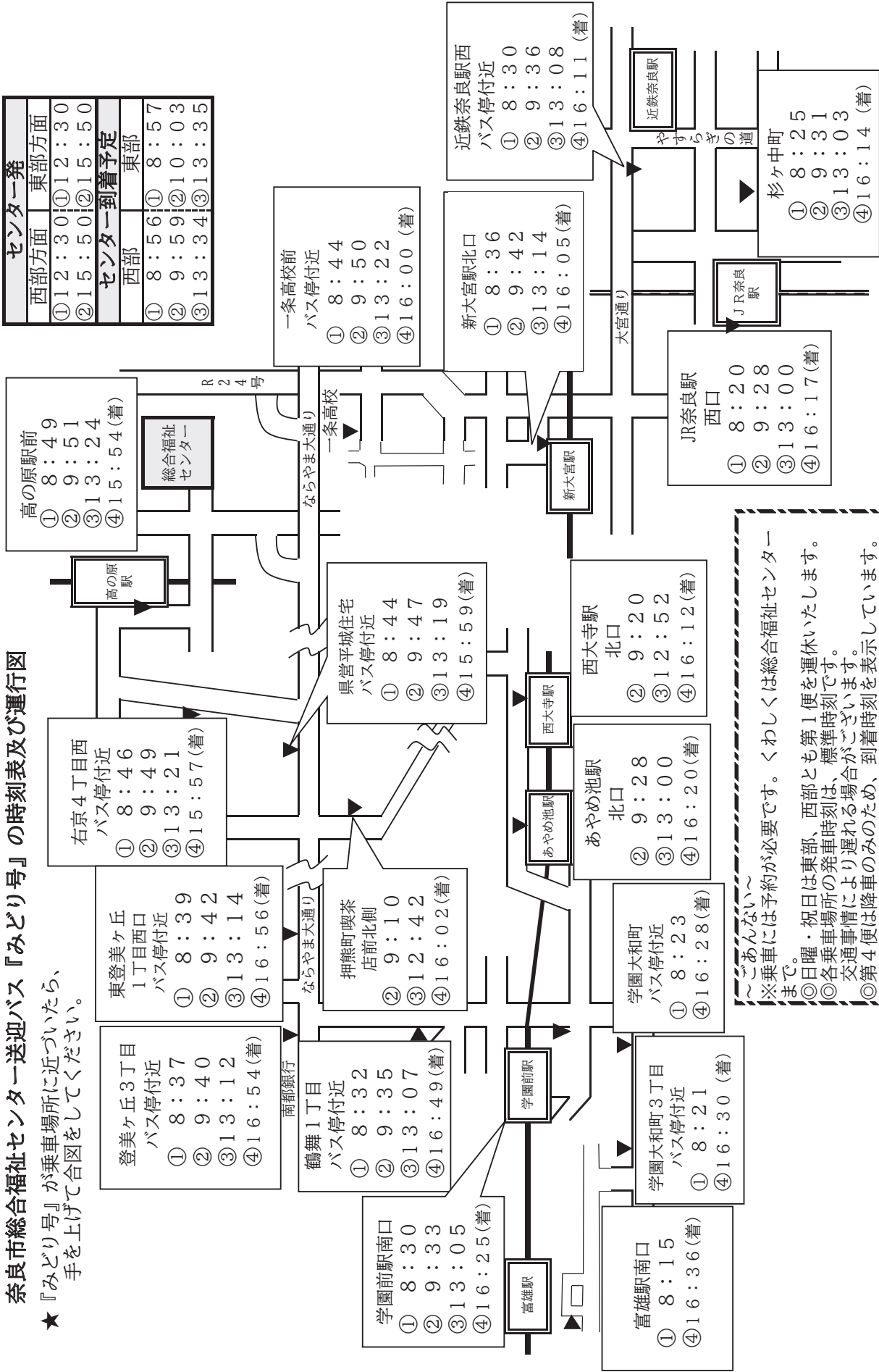
【自主クラブ及びボランティアの育成】

ボランティア活動への案内を行っています。



奈良市総合福祉センター送迎バス『みどり号』の時刻表及び運行図

★『みどり号』が乗車場所に近づいたら、手を上げて合図をしてください。



(令和6年4月1日改定時刻表)

～ご案内～
 ※乗車には予約が必要です。くわしくは総合福祉センターまで。
 ◎日曜・祝日は東部、西部とも第1便を運休いたします。
 ◎各乗車場所の発車時刻は、標準時刻です。
 ◎交通事情により遅れる場合がございます。
 ◎第4便は降車のみのため、到着時刻を表示していません。(停留所からの乗車はできません。)

17 その他資料

(1) 障害者・児団体

団体名	代表者名	連絡先
肢体障害者福祉協会	矢野 修一	090-3161-4101
肢体不自由児・者父母の会	安井 清悟	050-8885-7580
視覚障害者協会	島田 陽子	0742-48-5868
聴覚障害者協会	大西 善子	(FAX)0742-34-5005
手をつなぐ親の会	齋藤 和美	0742-41-6379
腎臓病患者友の会	水本 善文	0742-55-2554
中途失聴・難聴者協会	安達 みわ子	(FAX)0742-23-2194
精神障がい者家族会「奈良ともしび会」	森田 真規子	070-2376-7641

(2) FAX一覧 《警察》27-1110 《救急車・消防車》119

<市役所>

FAX設置場所	FAX番号	FAX設置場所	FAX番号
障がい福祉課	34-5080	住宅課	34-4871
福祉医療課	34-4864	国保年金課国民年金係	36-4546
健康増進課	34-3145	市民税課	36-5668
介護福祉課	34-2621	スポーツ振興課	34-4765
子どもセンター	34-4817	文化振興課	34-4728
子ども育成課	34-4796	土木管理課	34-5147
保健予防課	34-2486	奈良市企業局（お客様センター）	34-9104
母子保健課	34-5155	保護課	34-5093
特別支援教育推進課	34-2505	市民課	34-4799
長寿福祉課	34-1161	まち美化推進課	71-9051
子ども給付課	36-7671	収集課	71-9166
廃棄物対策課	71-1621		

<その他>

FAX設置場所	FAX番号
奈良県身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	0744-32-0650
奈良市総合福祉センター	0742-71-0773
奈良県障害者110番ホットラインほほえみ	0744-29-0159
奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室（支援係）	0744-33-4980
なら障害者就業・生活支援センター コンパス	0742-93-7537
奈良市社会福祉協議会	0742-61-0330
奈良県住宅課	0742-27-2681
奈良県自動車税事務所 自動車税第一課	0743-54-3232
奈良県自動車税事務所 自動車税第二課	0743-57-0166
一般社団法人奈良県タクシー協会	0743-23-1181
NHK奈良放送局経営管理企画センター（開発）	0742-30-0530
奈良県障害福祉課	0742-22-1814
奈良県社会福祉総合センター	0744-23-3339
一般社団法人奈良県聴覚障害者協会	0744-29-0134
奈良県聴覚障害者支援センター	0744-21-7888
日本年金機構奈良年金事務所	0742-35-0638
奈良市基幹相談支援センター（障がい福祉課内）	0742-34-5080

身体障害者障害程度等級表

種別	等級	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		視覚障害	聴覚障害		平衡機能障害	上肢
第1種	1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
	2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
	3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解できないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解できないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
	6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解できないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
備考		1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。				

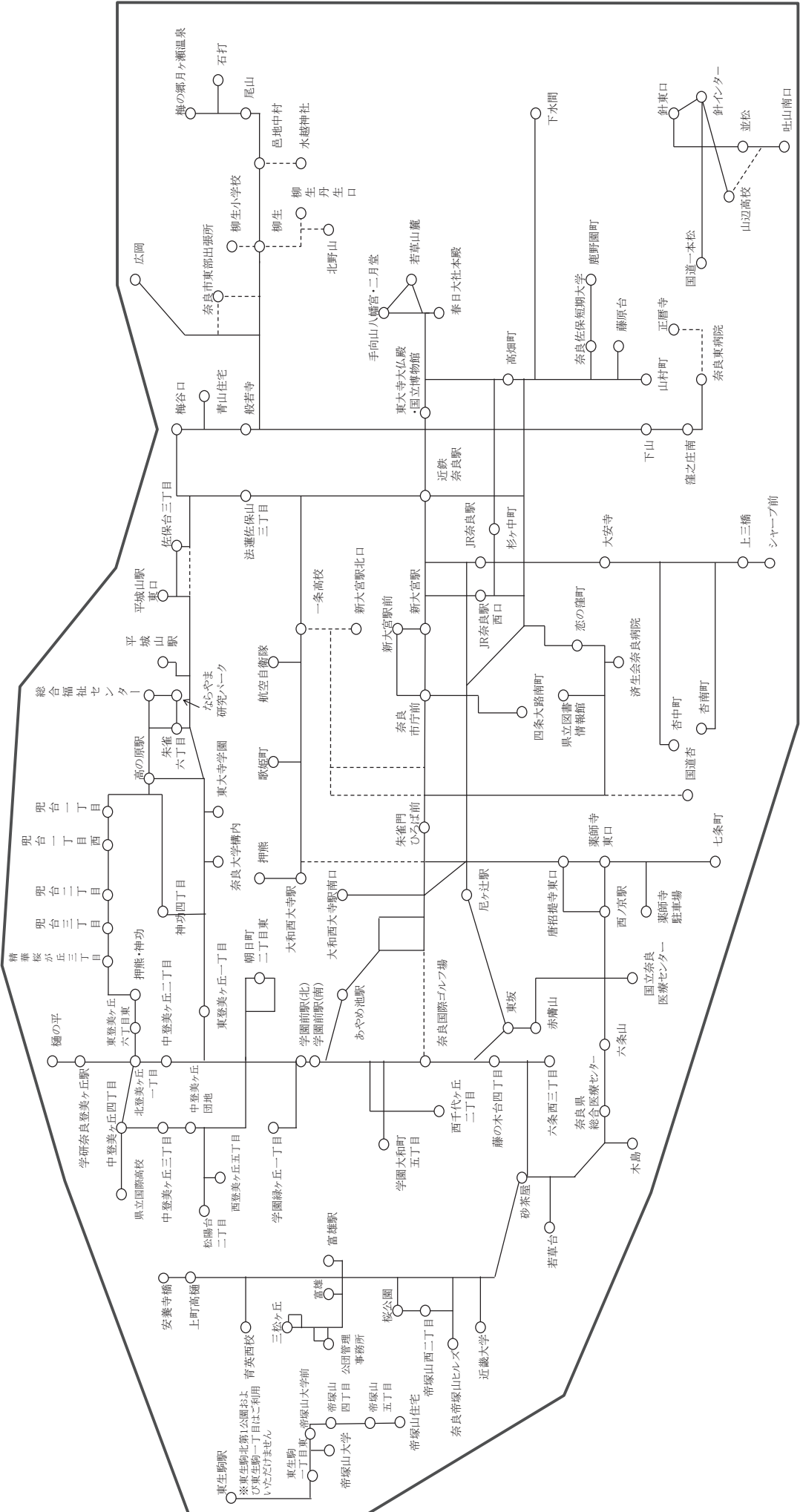
(注) 太線は第1種身体障害者と第2種身体障害者との境界線(が第1種、その他が第2種) ただし、肢体不自由に関しては、上肢と下肢の組み合わせにより第2種から第1種に変わる場合があります。

肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						
下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により家庭内の日常生活活動が制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

友愛バス優待乗車証市内エリア図

で囲まれたエリア内での乗降に限りません。
 ※エリア内外エリア外の利用はエリア内の最終停留所からの片道運賃(半額、端数は10円単位切上)となります。
 ※きのつバス(木津川市コミュニティバス)、定期観光バスには、優待乗車証は利用できません。
 ----- の路線は運行日をご確認のうえ、ご利用ください。



マイナンバー関連書類について

マイナンバーが必要な手続き（下記参照）には、マイナンバーの確認と本人確認が義務付けられています。お手続きの際には、各ページでご案内している必要書類のほかにマイナンバー関連書類もお持ちください。

【マイナンバーが必要な手続き】

身体障害者手帳	P9	自立支援医療（育成医療）	P25
療育手帳	P10	自立支援医療（更生医療）	P26
精神障害者保健福祉手帳	P11	自立支援医療（精神通院医療）	P27
障害福祉サービス	P14	精神通院精神障害者医療費助成制度	P28
高額障害福祉サービス等給付費	P19	一般・後期精神障害者医療費助成	P29
障害児通所支援	P21	補装具の購入・修理	P30
高額障害児通所給付費	P22	特別障害者手当・障害児福祉手当	P38
心身障害者医療費助成	P24	特別児童扶養手当・児童扶養手当	P39
重度心身障害者老人等医療費助成	P24		

【ご本人が申請する場合】

- ①「個人番号カード」
- ②「通知カード」または「個人番号の記載された住民票の写し」＋写真付きの本人確認書類（※）
- ③「通知カード」または「個人番号の記載された住民票の写し」＋写真つきでない本人確認書類2点
（例：「年金手帳」などの氏名と生年月日または住所の記載のあるもの）

【代理人が申請する場合】

- ④「委任状」（法定代理人の場合は、「戸籍謄本」・「登記事項証明書」）
＋「代理人の本人確認書類」 写真付きの本人確認書類（※）、写真つきでない本人確認書類2点
（例：「年金手帳」などの氏名と生年月日または住所の記載のあるもの）
＋「本人の番号確認書類」 「個人番号カード」 またはその写し、「通知カード」またはその写し
「個人番号の記載された住民票の写し」

※写真付き本人確認書類

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

※通知カードの廃止について

通知カードは令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーの通知は個人番号通知書を送付する方法により行われます。既に通知カードをお持ちの方については、通知カードの再交付や氏名、住所等に変更が生じた際の通知カードの記載の変更は行われませんが、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として利用できます。詳しくは、総務省のホームページを参照してください。

障害者に関するマークについて

ここでは障害者に関するマークのうち、代表的なものを紹介しています。

<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の総称で、目や耳、手足が不自由な方は、生活のサポートをしてもらうために補助犬を同伴しています。身体障害者補助犬法において、公共の施設や交通機関はもちろん、スーパーやホテルなどの民間施設も、補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を同伴していても使用者へ援助が必要な場合があります。困っているようであれば声をかけるなどの思いやりのあるご対応をお願いいたします。</p> <p>[所管]厚生労働省</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すマークです。このマークを提示されたら、口元を見せてゆっくりはっきり話す、筆談する、呼ぶときは傍へ来て合図するなど、コミュニケーションの方法について、配慮をお願いいたします。</p> <p>[所管]一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>オストメイトとは、人工肛門・人工膀胱を造設している、排泄機能に障害のある障害者のことです。このマークを見たら、内部障害者への配慮についてご理解とご協力をお願いいたします。また、このマークが表示されているトイレは、オストメイト対応トイレです。オストメイトの利用について、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>[所管]公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>内部障害がある人を表すマークです。身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)の障害は外見から分かりにくいいため、要配慮者用の駐車スペース利用や優先座席を利用した際など様々な誤解を受けることがあります。このマークを見たら、内部に障害があることにご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>[所管]特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助を必要としている方々が、周囲へ周知するためのマークです。このマークを着用されている場合は、困っているようであれば声をかけるなどの思いやりのあるご対応をお願いいたします。</p> <p>【奈良市の配布窓口】障がい福祉課、奈良市総合福祉センター、西部・北部・東部出張所、都祁・月ヶ瀬行政センター、保健予防課、健康増進課、母子保健課。オンライン申請も可能。</p> <p>[所管]東京都福祉保健局</p>
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは全ての障害者を対象としています。特に車椅子を利用する障害者に限定し使用されるものではありません。駐車場などでこのマークを見かけた場合は、障害者が利用できるようにご協力をお願いいたします。</p> <p>[所管]公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合は、視覚障害者の利用への配慮についてご協力をお願いいたします。</p> <p>[所管]社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p>
<p>身体障害者標識</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>[所管]警察庁交通局</p>
<p>聴覚障害者標識</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>[所管]警察庁交通局</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>手話でのコミュニケーションを求めていることと対応できることを表すマークです。このマークはろう者など手話が必要としている人を対象としています。</p> <p>[所管]一般社団法人全日本ろうあ連盟</p>
<p>筆談マーク</p> 	<p>筆談でのコミュニケーションを求めていることと対応できることを表すマークです。このマークはろう者、音声言語障害者、知的障害者、外国人など筆談を必要としている人を対象としています。</p> <p>[所管]一般社団法人全日本ろうあ連盟</p>

「障害者福祉のしおり」は奈良市役所のホームページからもお覧いただけます。

URL : <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/34/8536.html>

なお、右のQRコード (A) を読み取り、アクセスすることもできます。

(A)



各種申請書類は奈良市役所のホームページからダウンロードすることができます。

(※一部を除く)

URL : <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/34/9921.html>

なお、右のQRコード (B) を読み取り、アクセスすることもできます。

(B)



障害者福祉のしおり

【発行】 令和8年3月
【編集発行】 奈良市福祉部障がい福祉課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1
TEL 0742-34-4593 (直通)
FAX 0742-34-5080
E-mail shougaifukushi@city.nara.lg.jp
【問合せ先】 奈良市役所コールセンター
TEL 0742-34-1111